

# 今後のエネルギー需要側の政策について

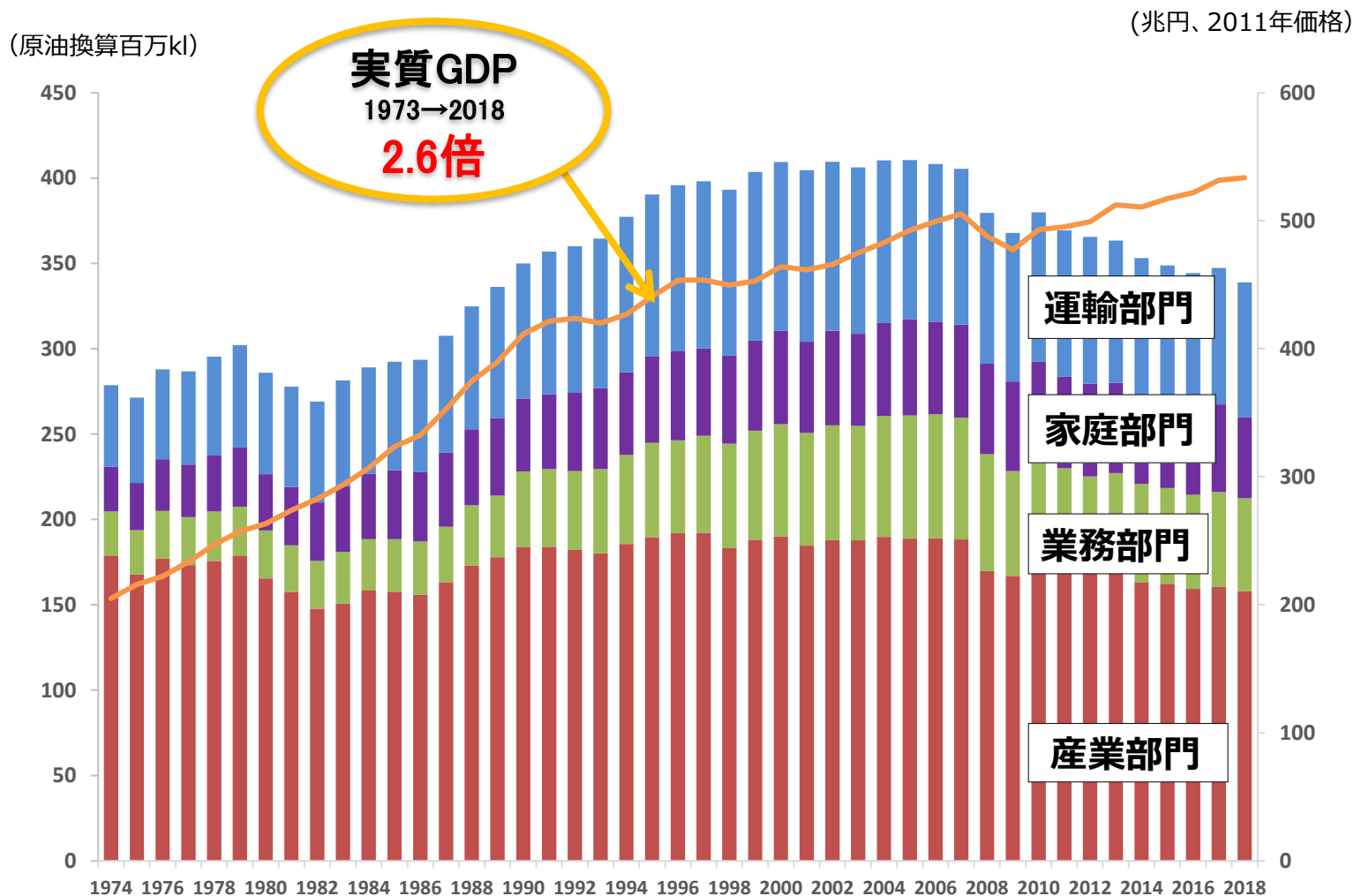
令和5年 8月

資源エネルギー庁 省エネルギー課

- 1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向**
2. 改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について
3. 省エネ支援策の抜本強化について
4. 今後のエネルギー需要側の政策について

# 我が国の最終エネルギー消費の推移

- オイルショック以降、実質GDPは2.6倍。最終エネルギー消費は1.2倍。

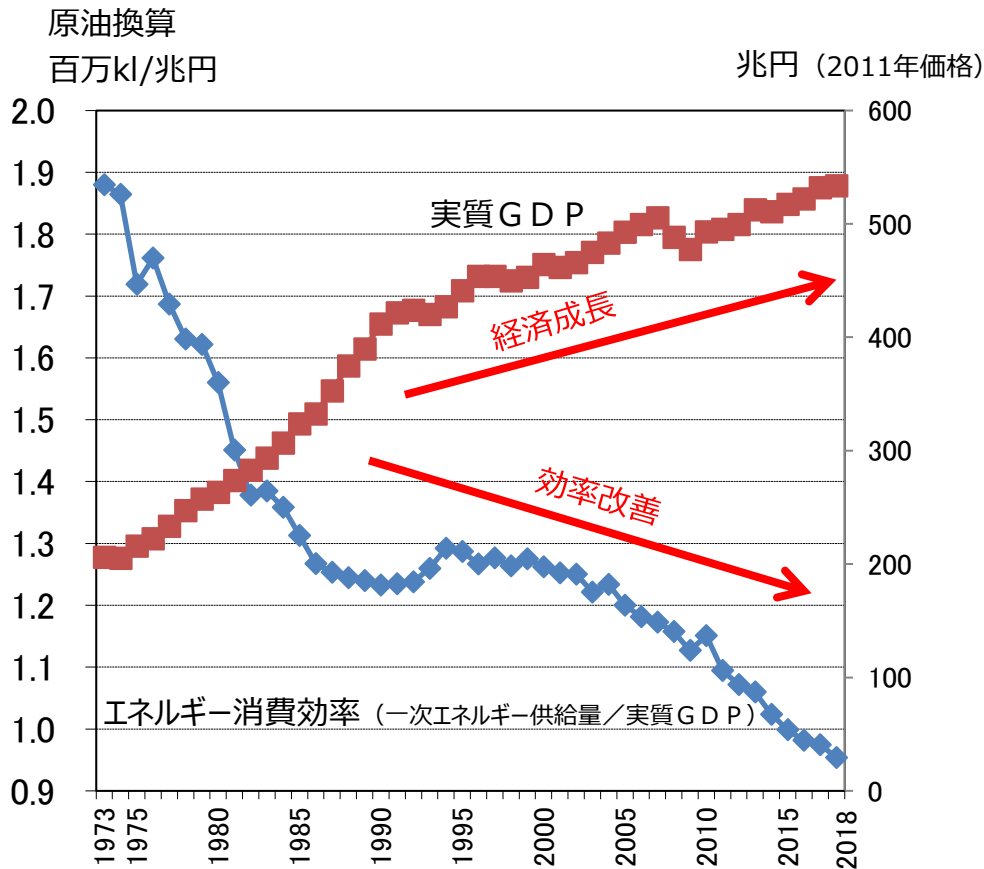


最終エネルギー消費量	
全体	1973→2018 <b>1.2倍</b>
運輸	1973→2018 <b>1.7倍</b>
家庭	1973→2018 <b>1.9倍</b>
業務	1973→2018 <b>2.1倍</b>
産業	1973→2018 <b>0.8倍</b>

# (参考) 我が国のこれまでの省エネルギーの進展

- 我が国は、これまで経済成長と世界最高水準の省エネを同時に達成し続けてきている。

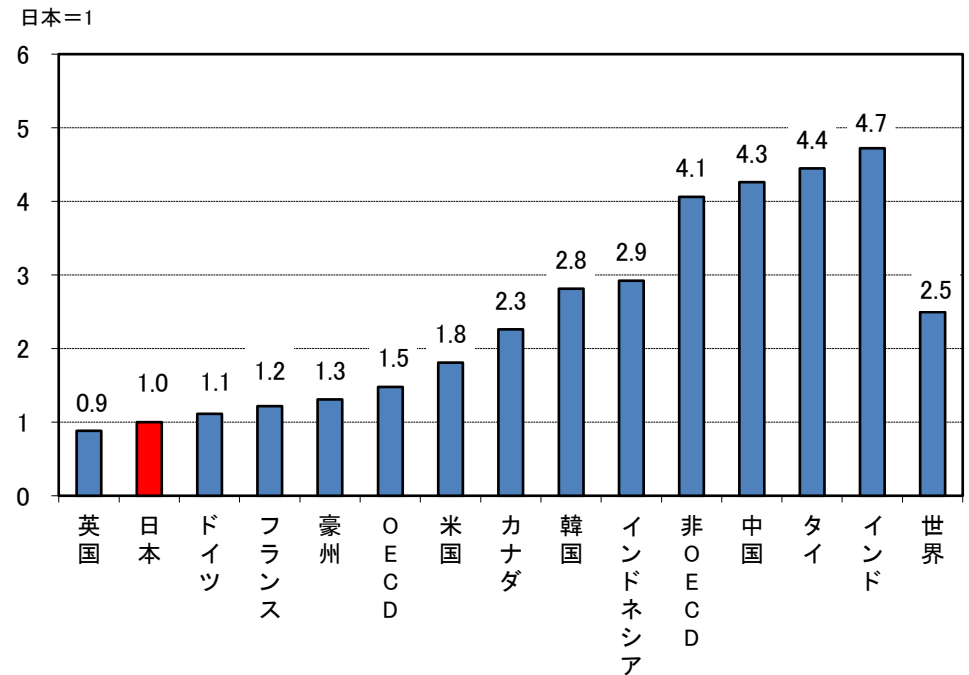
## 日本における実質GDPとエネルギー消費効率の推移



出典：資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」、内閣府「国民経済計算年報」を基に作成。

## エネルギー消費効率の各国比較 (2018年)

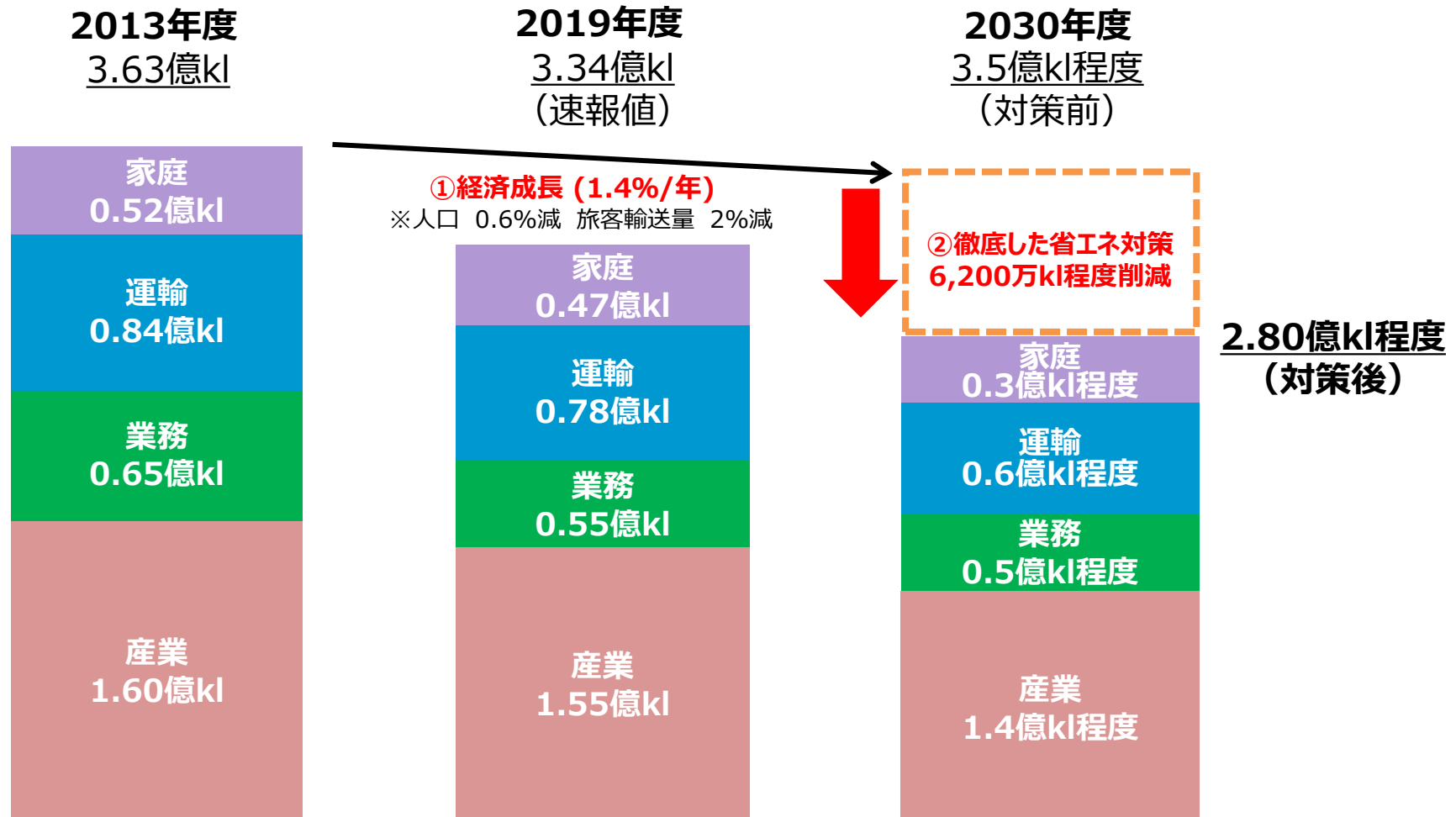
一次エネルギー供給/実質GDPを日本 = 1として換算



出典: IEA「World Energy Balances 2020 Edition」、World Bank「World Development Indicators 2020」を基に作成

# 第6次エネルギー基本計画における省エネ目標

- 第6次エネルギー基本計画では、**1.4%の経済成長等**を前提として想定した2030年度の最終エネルギー需要に対し、徹底した省エネ対策を実施することで、そこから原油換算で**6,200万kl程度の削減**を見込んでいる。これは**オイルショック後のエネルギー消費効率の改善を上回る**ペースに相当する。

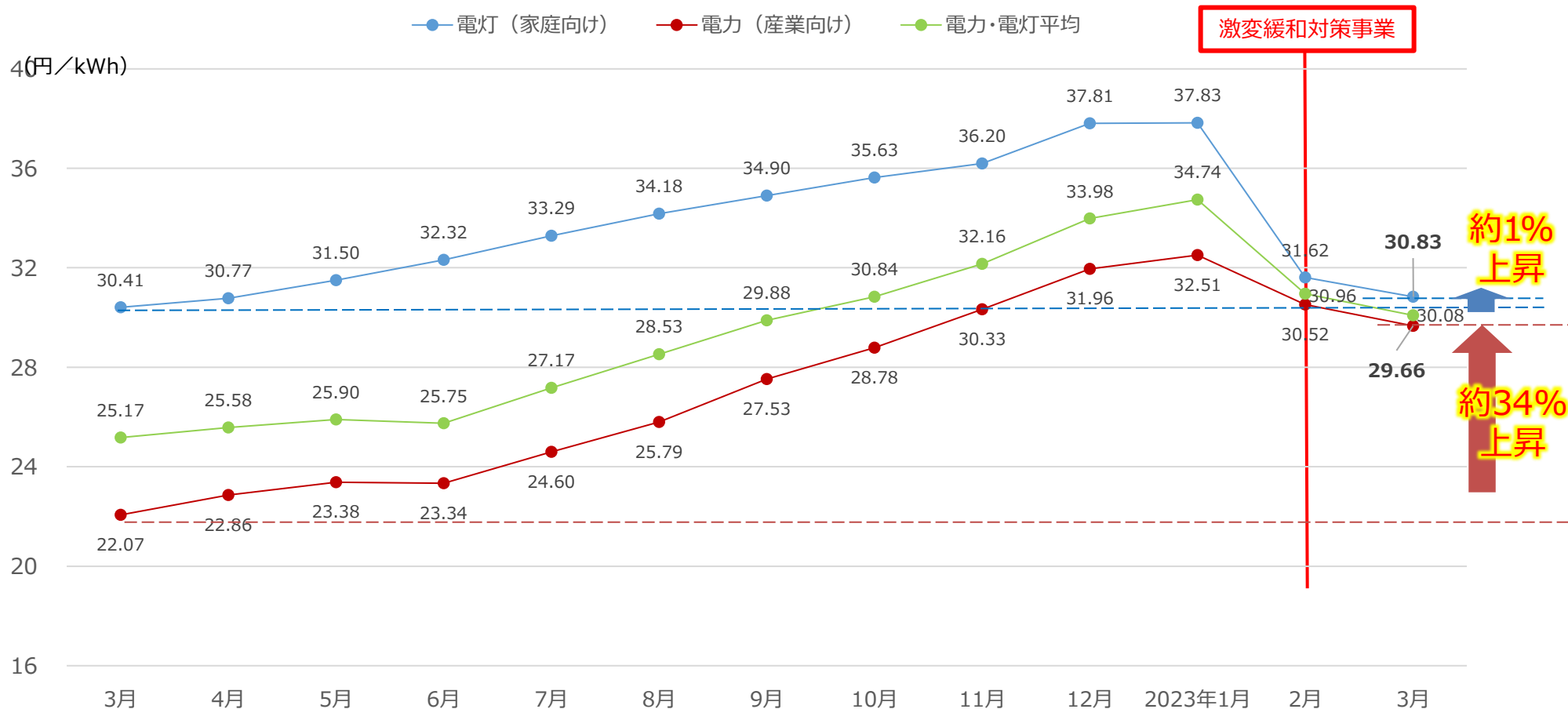


# 電気料金月別平均単価の推移

2023年6月28日総合資源エネルギー調査会基本政策分科会事務局資料より抜粋

- 激変緩和対策事業により令和5年2月請求分（1月使用分）から値下がりし、負担軽減が図られている。
- 今年3月の家庭用の電気料金の水準は昨年3月とほぼ同水準。

## 電気料金平均単価（直近・月別）



※消費税、再エネ賦課金を含む。  
 ※電灯（家庭向け）は低圧電灯、電力（産業向け）は特別高圧・高圧・低圧電力とする。

（出典）電力取引報等を基に作成

# GX推進に向けたこれまでの政府の動き

2022年

7/27

## 第1回GX実行会議

⇒ 岸田総理「今後数年間危惧されている電力・ガスの安定供給に向け、再エネ・蓄電池・省エネの最大限導入のための制度的支援策や、原発の再稼働とその先の展開策など具体的な方策について、政治の決断が求められる項目を明確に示してもらいたい」

8/24

## 第2回GX実行会議

⇒ 再稼働、運転期間延長、次世代革新炉の開発・建設、バックエンドプロセスの加速化などの論点を提示。岸田総理「あらゆる方策について、年末に具体的な結論を出せるよう、与党や専門家の意見も踏まえ、検討を加速」

10/26

## 第3回GX実行会議

⇒ 岸田総理「専門家との集中的検討を踏まえ、次回GX会議において、「成長志向型カーボンプライシング」の具体的な制度案を提示してもらいたい」

11/29

## 第4回GX実行会議

⇒ 岸田総理「脱炭素目標に向けた政策対応について、専門家による検討を経て、政治の決断が必要となる踏み込んだ提案をしてほしい」、「次回会議で取りまとめるGX10年ロードマップでは、分野別の支援・制度一体型の投資促進策を明確に示し、民間企業の投資意欲を最大限高めることを重視」

12/22

## 第5回GX実行会議

⇒ 西村GX実行推進担当大臣より、「GX実現に向けた基本方針」(案)を提示し、取りまとめを行う  
⇒ 総理より、同基本方針の具体化に向け、GX実現のための法案を次期通常国会に提出すべく、幅広く意見を聞くプロセスを進め、GX担当大臣の下、関係省庁が連携し、準備を進めるよう、指示あり。

## 関係省庁の 審議会における議論

基本政策分科会  
クリーンエネルギー  
戦略合同会合等



2023年

2/10

**GX実現に向けた基本方針 閣議決定**

**GX推進法案 閣議決定・国会提出 ⇒ 5/12 成立**

2/28

**GX脱炭素電源法案 閣議決定・国会提出 ⇒ 5/31 成立**

# 「GX実現に向けた基本方針」(2023年2月10日閣議決定)

2023年6月28日総合資源エネルギー調査会基本政策分科会事務局資料より抜粋

## (1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

### ①徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金の創設
- 省エネ効果の高い断熱窓への改修等、住宅省エネ化への支援強化

### ②再エネの主力電源化

- 次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力の社会実装化

### ③原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化
- 規制委員会による厳格な審査を前提に、現行制度と同様に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り運転期間のカウントから除外を認める

### ④その他の重要事項

- 水素・アンモニアと既存燃料との価格差に着目した支援
- カーボンリサイクル燃料(メタネーション、SAF、合成燃料等)、蓄電池等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進

## (2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

### ①GX経済移行債を活用した、今後10年間で20兆円規模の先行投資支援

### ②成長志向型カーボンプライシングによるGX投資インセンティブ

### ③新たな金融手法の活用

⇒ 今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現・実行

### ④国際展開戦略

- クリーン市場の形成やイノベーション協力を主導
- 「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)構想を実現

### ⑤公正な移行などの社会全体のGXの推進

- 成長分野等への労働移動の円滑化支援
- 地域・くらしの脱炭素化を実現

### ⑥中堅・中小企業のGXの推進

- サプライチェーン全体でのGXの取組を推進



# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律【GX推進法】の概要（2023年5月成立）

## 背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進捗評価と必要な見直しを法定。

## （1）GX推進戦略の策定・実行

- 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】

## （2）GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

## （4）GX推進機構の設立

- 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。  
（GX推進機構の業務）【第54条】
- ① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
- ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
- ③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）等

## （3）成長志向型カーボンプライシングの導入

- 炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。  
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）

### ① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

- 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】

### ② 排出量取引制度

- 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
- 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】

## （5）進捗評価と必要な見直し

- GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】

# 欧州各国の省エネ支援の拡大

- ロシアによるウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格の高騰を受け、欧州各国では、ヒートポンプ導入や省エネ住宅リフォームなどへの支援を大幅拡大。

## イギリス

- 低所得世帯の住宅におけるエネルギー効率の向上対策を実施。
- 住宅への省エネルギー材料・設備導入にかかる付加価値税(VAT)を5年間免除。
- 住宅へのヒートポンプ導入数を2028年までに年間60万台に増加させる目標。
- 2022年5月、ヒートポンプの導入1台あたり5,000～6,000ポンドを補助する「ボイラー・アップグレード・スキーム」を発表。2022年からの3年間で4億5,000万ポンドの予算規模。



写真出所：BBC News, May 20, 2022

## ドイツ

- 2022年7月、気候変動基金に追加拠出を閣議決定(2023～2026年で1775億ユーロ)
- うち、建物エネルギー効率化等 (リノベーション支援、ヒートポンプ導入支援等) に、2023～2026年で562億ユーロを充てる。2022年予算は、130～140億ユーロ。
- 2022年5月に発表した「エネルギー効率化の作業計画」で、2024年までに新たに設置されるヒートポンプの数を年間50万台以上に増やす目標を提示。



写真出所：Euractive, August 17, 2022

# G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ、 G7 広島首脳コミュニケ

## G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（2023年4月16日）

63. 省エネルギー：我々は、**2050年の温室効果ガスのネット・ゼロ排出に向けた世界的なエネルギー転換における重要な柱として、「第一の燃料」としての省エネルギーの役割を強調する。**我々は、エネルギーの安全保障、アクセス及び低廉性を強化しながら、温室効果ガス排出の削減と環境への影響の緩和、経済成長の創出とエネルギー貧困の削減において、あらゆる部門における省エネルギーとエネルギーの節減の価値を強調する。我々は、情報キャンペーン、消費者の嗜好への影響と対応、需要最適化措置、エネルギー効率の高い機器とソリューションの促進を含む、現在のエネルギー危機への対応として我々が既に行った、成功した措置を基に、起こりうる反動効果にも対処しつつ、エネルギー消費を削減するための需要側の取組の必要性を認識する。我々は、IEA に対し、ベストプラクティスを特定し、共有し、推奨するため、現在のプレッシャーに反応して需要の削減対策が既にもたらした影響を評価することを求める。さらに、我々は、効果的かつ効率的な規制の枠組みの重要性を認識し、技術的及び非技術的な解決策の両方を促進するために公的及び民間資金を活用する必要性を認識する。我々は、政策、計画及び投資の決定において、省エネルギーとエネルギーの節減が正当に考慮されることを確保するために、**「省エネルギーファースト」が我々の行動の推進原理として認識される必要性を強調する。**また、自動車燃費規制、建築基準、最小エネルギー性能基準、エネルギー性能証明書、大規模需要家のエネルギー報告制度などの省エネルギー規制が、引き続き勢いを増していることに留意する。**これらの施策は、電化、燃料転換、系統柔軟化、エネルギー需要情報のデジタル化、エネルギー・気候関連情報の開示を含む戦略的アプローチによるエネルギー需要の脱炭素化に向けた更なる取組を活用**していく。我々は、需要側の脱炭素化目標に沿った省エネルギー規制の枠組みの進化に関する IEA の分析を歓迎し、省エネルギー政策の強化を支援するために、新興国の政府を含む各国政府とこの情報を共有する予定である。この取組において、IEA のネット・ゼロシナリオと整合性を持たせるためには、2030 年まで一次エネルギー原単位を世界的に年 4 %改善させる必要があると IEA が予測していることに留意する。

## G7 広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）

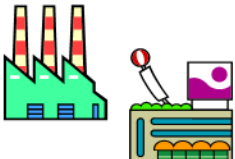


（気候変動についてのパラグラフ19）「我々は、供給側の措置について更なる行動を取るとともに、インフラや材料の使用の変更の促進、最終用途技術の採用、持続可能な消費者選択の促進など、需要側における更なる脱炭素化の取組の必要性を認識する。」

（エネルギーについてのパラグラフ25）「我々は、過去と現在のエネルギー危機への対処の経験を通じて、**「第一の燃料」としての省エネルギー及びエネルギーの節減の強化並びに需要側のエネルギー政策の発展の重要性を強調する。**」

1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向
2. **改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について**
3. 省エネ支援策の抜本強化について
4. 今後のエネルギー需要側の政策について

# エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）

- 省エネ法では、工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ・非化石転換に関する取組を実施する際の目安となるべき判断基準及び電気の需要の最適化に関する指針を示し、一定規模以上の事業者にエネルギーの使用状況等の報告を求めている。



	工場・事業場	運輸	
エネルギー使用者への直接規制	<b>努力義務の対象者</b> <b>工場等の設置者</b> ・事業者の努力義務 	<b>貨物/旅客輸送事業者</b> ・事業者の努力義務 	<b>荷主（自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者）</b> ・事業者の努力義務 
	<b>報告義務等対象者</b> <b>特定事業者</b> （エネルギー使用量1,500kl/年以上） ・エネルギー管理者等の選任義務 ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	<b>特定貨物/旅客輸送事業者</b> （保有車両トラック200台以上等） ・計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	<b>特定荷主</b> （年間輸送量3,000万トン以上） ・計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

**間接規制** 使用者への

**特定エネルギー消費機器等（トップランナー制度）**

**製造事業者等（生産量等が一定以上）**

・自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める

**一般消費者への情報提供**

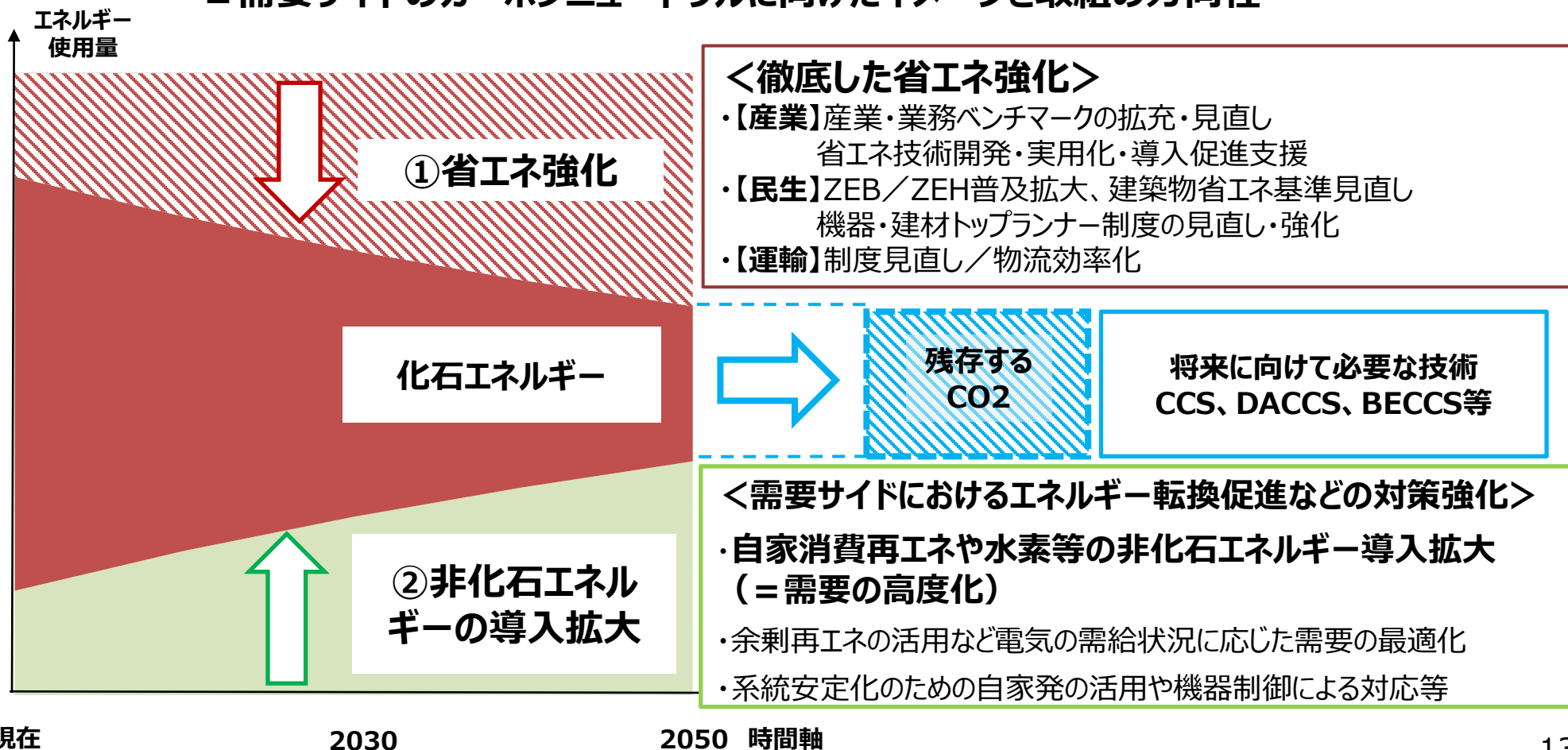
**家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者**

・消費者への情報提供（努力義務）

# 省エネ法の改正の背景

- 2050年カーボンニュートラル目標が示されたことを踏まえ、途上である2030年に向けても、**徹底した省エネ（①）**を進めるとともに、非化石電気や水素等の**非化石エネルギーの導入拡大（②）**に向けた対策を強化していくことが必要。

## ■ 需要サイドのカーボンニュートラルに向けたイメージと取組の方向性



# 改正省エネ法の概要

- 2050年CNに向けて、①更なる省エネの深掘り、②需要サイドでの非化石エネルギーへの転換、③太陽光等変動再エネの増加などの供給構造の変化を踏まえた需要の最適化が重要であることを踏まえ、2022年5月に省エネ法を改正し、以下の措置を講じている。

## ①エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大【エネルギーの定義の見直し】

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める。
- 電気の一次エネルギー換算係数は、全国一律の全電源平均係数を基本とする。

## ②非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】

- 特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画及び非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求める。
- 電気事業者から調達した電気の評価は、小売電気事業者（メニュー）別の非化石電源比率を反映する。

## ③電気の需要の最適化に関する措置【電気需要平準化の見直し】

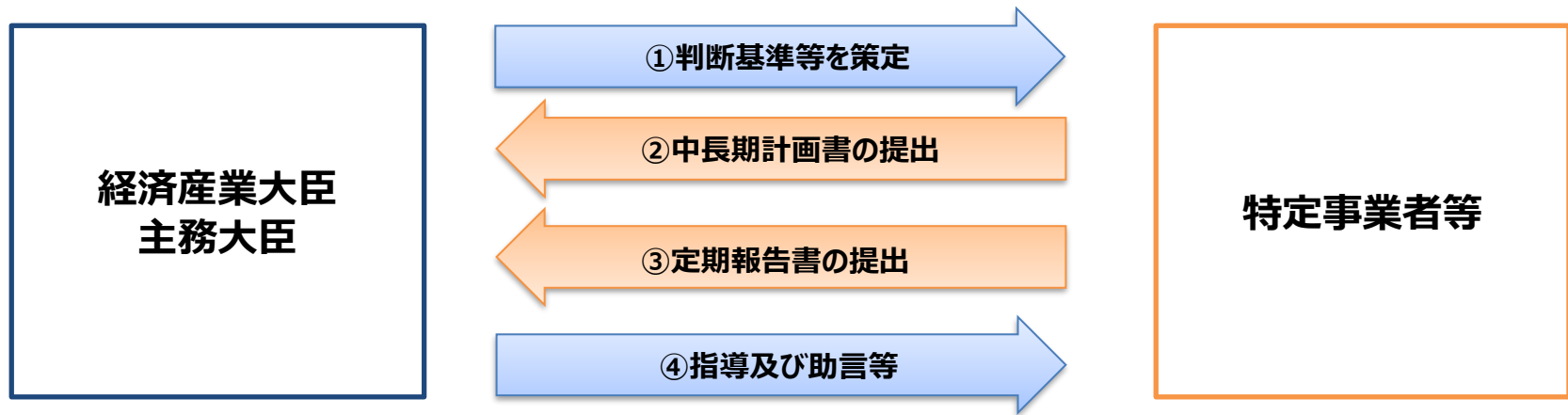
- 再エネ出力抑制時への需要シフト（上げDR）や需給状況が厳しい時間帯の需要減少（下げDR）を促す枠組みを構築。
- 電気事業者に対し、電気需要最適化に資する料金体系等の整備に関する計画作成を求める。
- 電気消費機器（トップランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務

1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向
2. **改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について**
  - (1) 非化石エネルギーへの転換
  - (2) 電気の需要の最適化
  - (3) その他（定期報告情報の任意開示化）
3. 省エネ支援策の抜本強化について
4. 今後のエネルギー需要側の政策について



# 1. 非化石エネルギーへの転換

- 「非化石エネルギーへの転換」の措置として、（エネルギー使用合理化の定期報告等の義務を付けている）大規模需要家に対し、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画（2030年度が目標年）及び定期報告の提出を義務化。
- 国は、必要に応じて、指導・助言を行う。また、非化石エネルギーへの転換状況が著しく不十分である場合、関連する技術の水準の状況等を勘案した上で、勧告や公表を行う。
- 非化石エネルギーへの転換を促すインセンティブとして、優良な事業者の評価や、予算措置等による支援について検討。



# 非化石転換の定量目標① 産業分野（5業種）

- エネルギー消費量の多い5業種※の2030年度の非化石目標の目安について、国で次のとおり設定。

※ 鉄鋼業（高炉、電炉普通鋼、電炉特殊鋼）、化学工業（石油化学、ソーダ工業）、セメント製造業、製紙業（洋紙、板紙）、自動車製造業。

		燃料の 非化石転換	電気の 非化石転換
セメント製造業		焼成工程（キルン等）における 燃料の非化石比率 <b>28%</b>	—
鉄鋼	高炉	粗鋼トンあたり石炭使用量 原単位の削減率 (2013年度比) <b>▲2%</b>	—
	電炉普通鋼	—	59%*
	電炉特殊鋼	—	
化学	石油化学 ソーダ	【石炭ボイラーを有する場合】 石炭使用量の削減率 (2013年度比) <b>▲30%</b>	
製紙	洋紙 板紙		
自動車製造業		—	

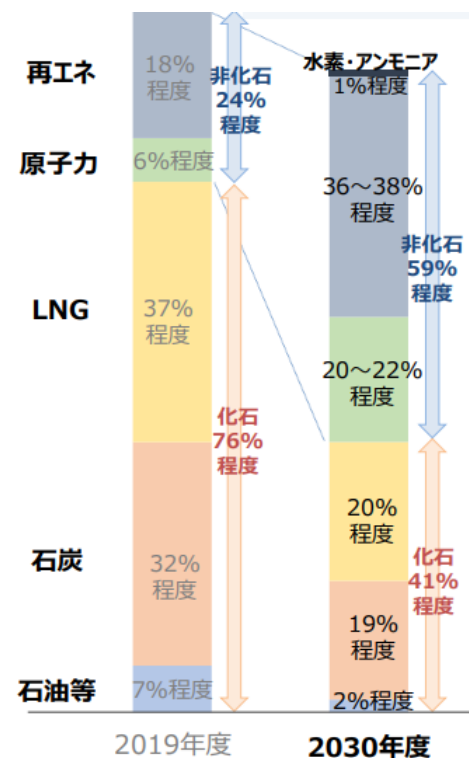
※ 電気の目安が主である業種（自動車製造業・電炉普通鋼・電炉特殊鋼）については、**使用電気全体**に占める非化石電気の割合を59%とする。  
電気の目安が主でない業種（化学工業・製紙業）については、**外部調達電気**に占める非化石電気の割合を59%とする。

## 非化石転換の定量目標② 産業・業務分野全体（各社が非化石電気率等を設定）

- 5業種以外でも、定期報告対象の各事業者は「非化石エネルギーへの転換の目標」を設定。  
 ※ 今後、5業種以外についても「目安」の設定を検討。
- 各事業者が記入する非化石転換の目標設定・定期報告のフォーマットにおいて、「電気の非化石割合」を必須の指標とし、それに加えて、任意の「非化石転換の指標」（※）を設定・報告。  
 ※ セメント製造業のように業種別の目安（キルン等の非化石率）がある場合は、その指標を採用。

（参考）第6次エネルギー基本計画の電源ミックス（右図）の考え方

新たな2030年度におけるエネルギー需給の見通しは、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したことを踏まえ、46%削減に向け徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しとなるかを示すもの。



# 非化石転換の定量目標の目安③：運輸分野

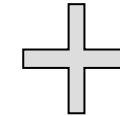
- **輸送事業者**（国交省主管）と**荷主**（経産省主管）についても、2030年度の非化石転換の定量目標の目安を設定した。

## 輸送事業者

トラック (車両総重量 8 t 以下) 【貨物】	保有台数のうち、 <b>非化石エネルギー自動車<sup>※1,2</sup>の割合</b> <b>5%</b>
バス 【旅客】	保有台数のうち、 <b>非化石エネルギー自動車<sup>※1,2</sup>の割合</b> <b>5%</b>
タクシー 【旅客】	保有台数のうち、 <b>非化石エネルギー自動車<sup>※1,2</sup>の割合</b> <b>8%</b>
鉄道 (電動車) 【貨物・旅客】	使用電気全体に占める <b>非化石電気の割合</b> <b>59%</b>
航空 【貨物・旅客】	燃料使用量に占める <b>SAFの使用量の割合</b> <b>10%</b>

## 荷主

<b>指標 1</b>	<b>使用するトラック</b> （車両総重量8 t 以下。自家用及び荷主専属用輸送に限る <sup>※3</sup> ）のうち、 <b>非化石エネルギー自動車<sup>※1,2</sup>の割合</b> <b>5%</b>
-------------	---



<b>指標 2</b>	EV・PHEVトラックの使用割合に応じた <b>急速充電器の設置口数</b> (数値等については、2024年度 中長期計画・定期報告の開始を 目指し、今後検討)
-------------	--

※1 **非化石エネルギー自動車**とは、EV、PHEV、水素燃料車両（FCVを含む）、専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車

※2 **HEV（ハイブリッド自動車）**は**非化石エネルギー自動車**と捉えることはできないが、運輸部門の省エネルギーに極めて重要な役割を果たすことから、上記の**非化石転換の取組の評価の際に参考事項として考慮する。**

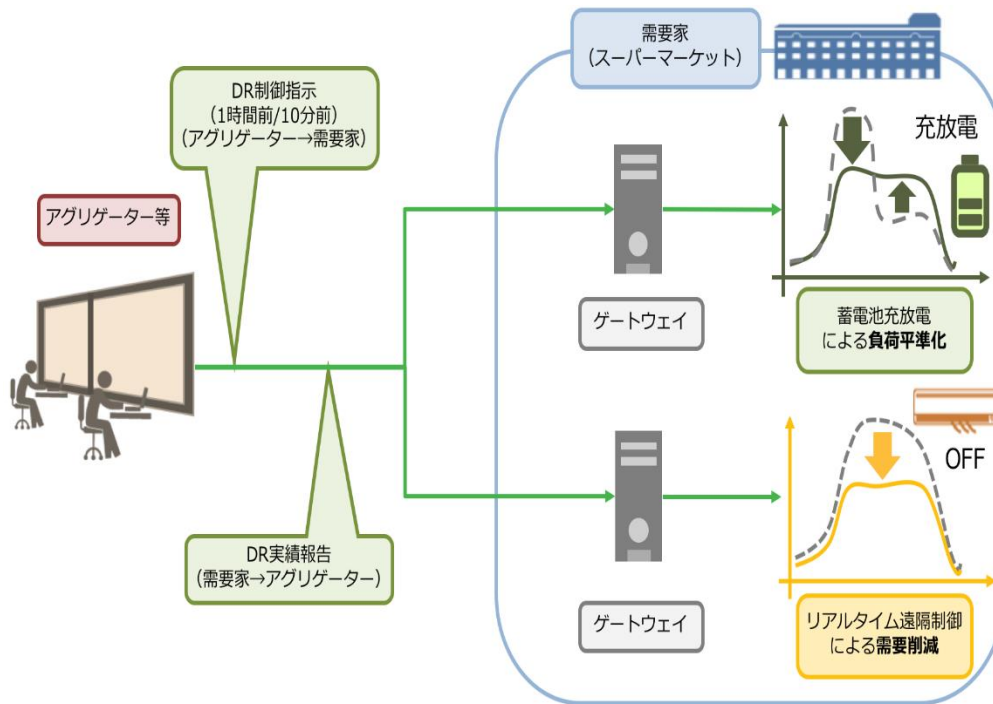
※3 まずは荷主自らが車両の選択・車両情報の把握が容易な自家用及び荷主専属用輸送を対象とする。

1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向
2. **改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について**
  - (1) 非化石エネルギーへの転換
  - (2) 電気の需要の最適化**
  - (3) その他（定期報告情報の任意開示化）
3. 省エネ支援策の抜本強化について
4. 今後のエネルギー需要側の政策について

## 2. 産業・業務分野でのDRの拡大

- 既に、製造業の生産プロセス等や、建物内に設置された蓄電池等でのDRが活用されている。
- 「電気の需要の最適化」の措置により、こういったDRに取り組む事業者が増えることを期待。優良事業者については、公表もしくは補助金での優遇等のインセンティブを今後検討する。

### <DR事例①> スーパーマーケットにおける蓄電池・空調設備を活用したDR



### <DR事例②> 製造業での高度なDRの取組

調整力としてのDSRの潜在性を検証する  
全国3サイトにて展開中

Energy Pool  
Smart energy management

- 令和4年度「エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業 (DRの更なる活用に向けた実態等調査)」にて、Demand Side Resources (DSR) の調整力としての潜在能力を検証
- 当該実証では、特に一次等の高速調整力の蓋然性を検証している
- 最終的には、一次調整力・オフライン枠の制度設計に反映し得るものに基づく関係機関と調整中

ソーダ電解

産業ガス

水電解

数多くの生産ラインを確認したものの、調整力を現実的に供出できるPOMIは相当に限定されることを認識

DSR=電源「化」は予想以上に難しく、DSRといえども限界があることを実感...それでも難しい課題へのチャレンジにご協力頂いた需要家の皆さまに感謝申し上げます

2022©エナジープールジャパン(株) 取扱注意 目的外利用・無断複製・開示禁止

# 電気の需要の最適化の措置 DR 報告制度

大規模需要家による上げ・下げDRを促進する観点から、定期報告制度に次の評価・インセンティブを用意。

1. **DR実績**の評価： 定期報告において、DRの実施回数やDR実施量（kWh）を記入させ、優良事業者の公表や補助金での優遇等をインセンティブとする。
2. 省エネ**原単位**での評価： 省エネ原単位（例：粗鋼 1 トンあたりのエネルギー使用量）の評価の際に、（再エネ出力抑制時のエネルギー量の係数（メガジュール/kWh）を低くし、需給逼迫時は逆に係数を高く設定することにより）DRに取り組むインセンティブとする。

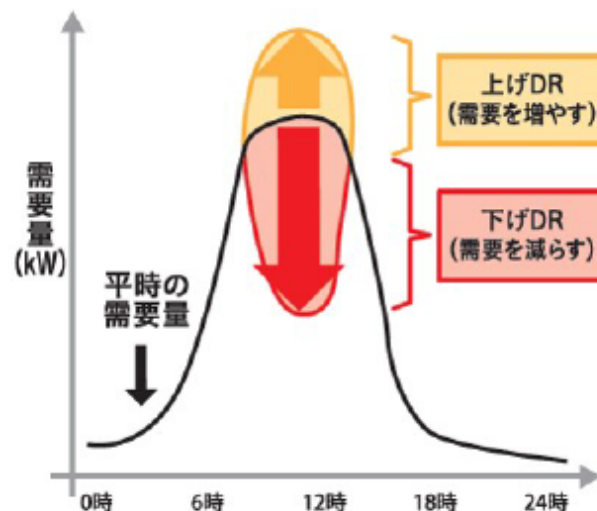
(参考) 上げ・下げDRの考え方

## 上げDR

DR 発動により電気の需要量を増やします。  
例えば、再生可能エネルギーの過剰出力分を需要機器を稼働して消費したり、蓄電池を充電することにより吸収したりします。

## 下げDR

DR 発動により電気の需要量を減らします。  
例えば、電気のピーク需要のタイミングで需要機器の出力を落とし、需要と供給のバランスを取ります。

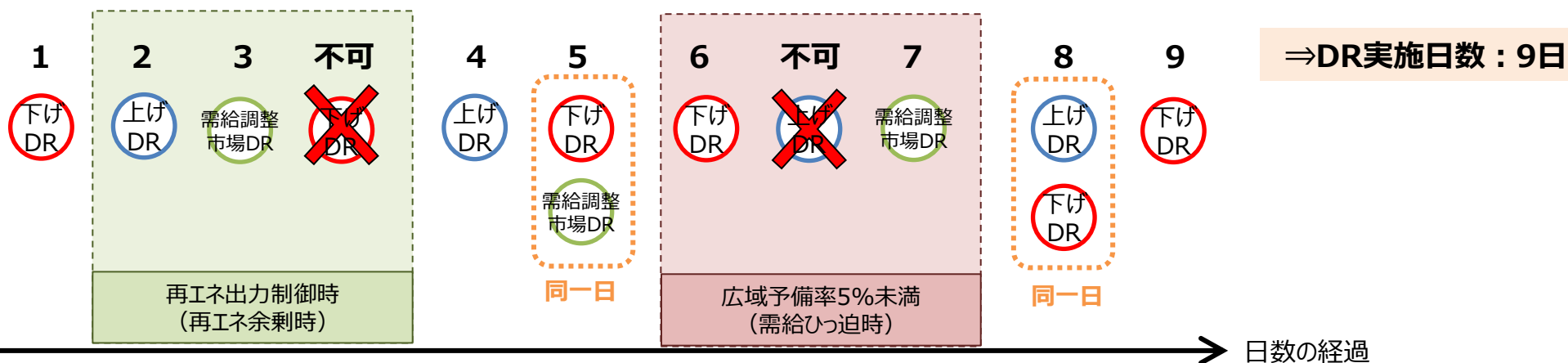


# DR実施回数（日数）の報告の具体的方法

- DR実施回数の報告（義務）については、約1万2千者の特定事業者等に少しでもDRに関心を持っていただく観点から、できるだけ簡便な報告内容とすることが望ましい。
- DRには「上げDR」「下げDR」「需給調整市場でのDR」が存在するが、いずれも適切なDRは「電気の需要の最適化」に資するところ、報告のしやすさを勘案し、DRの種類を区別せず、DRを実施した日数を報告していただくこととしたい。
- ただし、需給ひっ迫時の上げDR（需要増加）や再エネ余剰時の下げDR（需要抑制）といった逆方向きのDRについては、電力安定供給に支障を生じる可能性があり、「電気の需要の最適化」に反することから、カウント不可とする。

## <考え方>

- （様々なDRがあるが、種類を区別せず）DRを実施した「日数」をカウント
- 需給ひっ迫時の上げDR（需要増加）や再エネ余剰時の下げDR（需要抑制）はカウント不可





- 改正省エネ法の「電気の需要の最適化」措置は、需要側のデマンド・レスポンス（DR）の取組を促すもの。

## 令和4年10月7日 参議院本会議での岸田内閣総理大臣の答弁

「デマンド・レスポンス」は、家庭や工場などの使用電力を状況に応じて抑制をしたり、工場等に設置された蓄電池からの放電により電力を創出したりすることで、電力の需給バランスを調整する取組であり、**再生可能エネルギーの導入拡大や効率的なエネルギーの需給調整に資するもの**です。

既に電力市場においても活用が始まっており、先般の電力の需給ひっ迫においても、工場などでのデマンド・レスポンスが活用されたと承知をしております。

**先般の通常国会で改正した省エネ法において、大規模需要家のデマンド・レスポンスの取組についての定期報告を義務化し、取組を促すことといたしました。**

また、ご家庭や企業の節電の実施に対して対価をお支払いする事業者の取組を促進する「節電プログラム促進事業」に加え、デマンド・レスポンスにも活用できる蓄電池や電気自動車等の導入拡大を進めています。

**こうした取組を通じ、「デマンド・レスポンス」の普及拡大を進めていきます。**

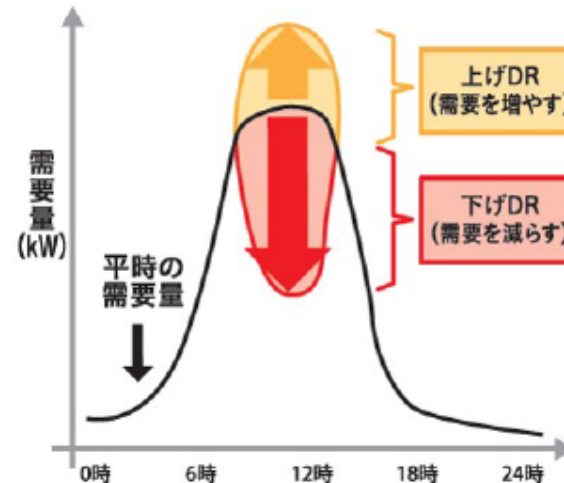


### 上げ DR

DR 発動により電気の需要量を増やします。  
例えば、再生可能エネルギーの過剰出力分を需要機器を稼働して消費したり、蓄電池を充電することにより吸収したりします。

### 下げ DR

DR 発動により電気の需要量を減らします。  
例えば、電気のピーク需要のタイミングで需要機器の出力を落とし、需要と供給のバランスを取ります。



# (参考) 改正省エネ法における3つの評価軸

今回の法改正によって発展

	(1) エネルギーの使用の合理化	(2) 非化石エネルギーへの転換	(3) 電気の需要の最適化
評価対象	エネルギー消費原単位の改善	非化石エネルギーへの転換の状況 (セメント製造業の「キルン等の非化石率」等)	DR実施回数等
評価基準	年平均1%改善目標と業種ごとのベンチマーク目標 (SABC評価)	業種別の非化石転換の目安 (「セメント製造業の28%」等)	今後、詳細検討。
取組が不十分と認められる場合の措置	指導及び助言 合理化計画作成指示 合理化計画実施指示 合理化計画作成又は実施指示に従わなかった場合の公表 合理化計画作成又は実施の指示に従わなかった場合の命令	指導及び助言 勧告・公表	指導及び助言
罰則	<以下の場合、50万円以下の罰金> ・定期報告をしない、又は虚偽の報告をした場合 ・立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合 <以下の場合、100万円以下の罰金> ・合理化計画作成又は実施の指示に従わなかった場合の命令に正当な理由なく従わなかった場合		

1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向
2. **改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について**
  - (1) 非化石エネルギーへの転換
  - (2) 電気の需要の最適化
  - (3) その他（定期報告情報の任意開示化）
3. 省エネ支援策の抜本強化について
4. 今後のエネルギー需要側の政策について

### 3. 定期報告情報の任意開示化

- これまで省エネ法では、クラス分け評価制度におけるSクラス事業者の公表や業種別のエネルギー使用量や原単位変化等に関する集計値データの公表を行ってきた。
- 現在、個社の取組内容は開示していないが、今後は開示に同意した事業者について、一定の情報を経済産業省ホームページ等で開示予定。
- 開示に同意した企業は、補助金申請の際に加点等を行うこととする。

#### 任意開示制度の主な開示項目

- 事業者の基本情報
- エネルギーの使用の合理化に関する情報
  - ・ 直近5年度のエネルギー消費原単位
  - ・ ベンチマーク指標の状況
- 非化石エネルギーへの転換に関する情報
  - ・ 電気の非化石転換に関する目標・報告
  - ・ 目安設定業種における非化石転換に関する目標・報告
- 電気の需要の最適化に関する情報
- 温対法関連情報
- その他（業界の特色、取組概要、関連リンク等）

# 任意開示制度の個社シートのイメージ

## 〇〇株式会社 (〇〇 Corporation)

\*は算前開示項目

日本経済産業分類	コード	項目名
中分類	細分類	細分類標準
細分類 (主たる事業)	細分類標準	細分類標準
エネルギー管理統括者	【変換】 【転写】	

### 【エネルギーの活用(合理化)】

主たる事業における エネルギー消費効率 (2023年度)	〇〇〇	原単位分母 【数量(トン)】	
		主たる事業 の発生量	〇〇 %
事業者全体の エネルギー消費効率 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
5年度間平均原単位変化(%)	〇〇〇		

### 【電気の使用量の削減】

主たる事業における 電気消費効率対原単位 (2023年度)*	-	原単位分母 【 - 】	
DR実施日数*	-		
事業者全体の 電気消費効率対原単位 対前年度比*	2023 年度	2024 年度	2025 年度
	-	-	-
5年度間平均原単位変化*	-		

### 【ベンチマーク階級の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	目標	達成階級
目指すべき水準	〇〇〇	42/以下
ベンチマーク階級の状況	達成	
ベンチマーク区分	目標	達成階級
目指すべき水準	〇〇〇	MJ/以下
ベンチマーク階級の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク階級の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク階級の状況	-	

### 【数値の概要①: 業界の事情等を考慮した数値について(定量的指標)】

該当階級なし (任意記号)

### 【数値の概要②: 業界の事情等を考慮した数値について(定量的指標)】

- エネルギー消費効率の改善に関する事項 (任意記号)
  - (最大200字程度) ※185×179ピクセル
- 省エネルギーへの転換に関する事項
  - (最大200字程度) ※185×179ピクセル

業種コード	XXXX
法人番号	XXXXXXXXXXXX

エネルギー消費量	0000	CO <sub>2</sub>	00000	tE
前年度エネルギー 消費量		CO <sub>2</sub>	0000	tE
省エネルギー 消費量*	-	CO <sub>2</sub>	-	tE
削減効果(削減率)※	00000	CO <sub>2</sub>		

### 【削減効果(削減率)算出の算入に用いた削減項目削減等の値】

種類*	合計値*	
削減項目	000000	CO <sub>2</sub>
		CO <sub>2</sub>
		CO <sub>2</sub>

### 【省エネルギーへの転換】

電気の省エネ率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	〇〇%				
前5年度間の実績値	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	-	-	-	-	-
目安設定率	目標	削減階級			
目安(2030年度)	【50%】(〇〇〇〇)に下げた水準による。2030年における(〇〇〇〇)の水準との差(〇〇〇)の割合。 【目安となる水準】 〇〇%以上				
目標(2030年度)	〇〇%				
前5年度間の実績値	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	-	-	-	-	-
目安設定率	-	-			
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
前5年度間の実績値	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	-	-	-	-	-

## 参考情報 (Reference information)

※個社シートを閲覧するにあたっては必ず事前に最新の「任意開示制度の手引き」をご一読ください  
([https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_ene/000/000/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_ene/000/000/))

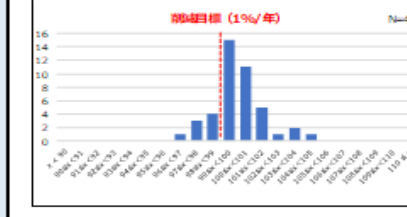
### 【業界の別化】

●●業は--

### ＜参考: 定額報告書データに基づく業界別の集計値＞

222: 製造・建設・採掘		平均値	2023年度報告(2023年度実績)	最大値
エネルギー消費量	kL	00000	00000	000000
省エネルギー消費量	kL			
削減効果(削減率)算出	t-CO <sub>2</sub>	00000	00000	000000
DR実施日数	H			

### ＜5年度間平均原単位変化: 2023年度報告(2023年度実績)＞



# 将来 スペース

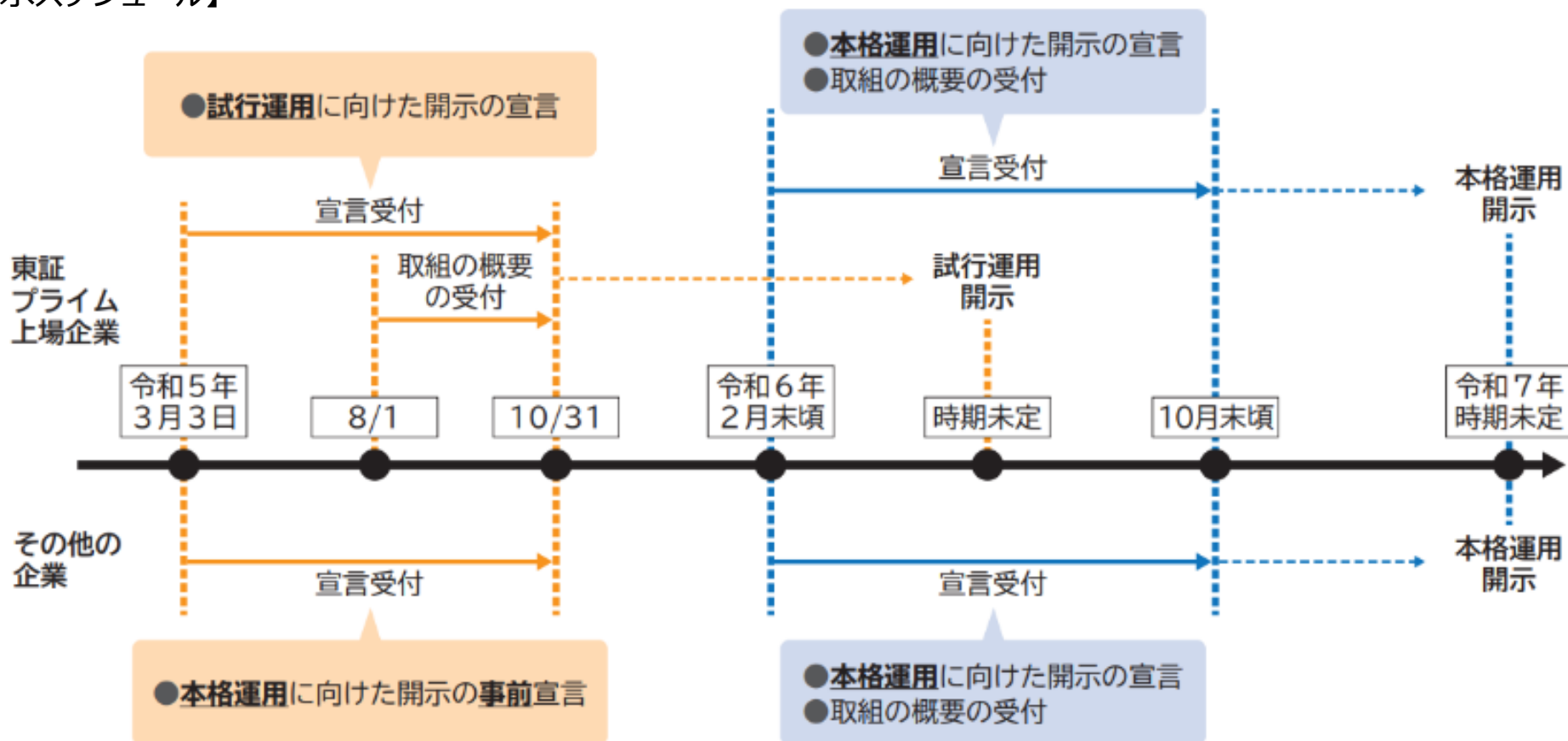
### 【数値の概要③: カーボンニュートラルに向けて】

- 自由記号欄(カーボンニュートラルの実現等に資する企業独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)
    - (最大1,780字程度) ※1258×1792ピクセル
- 参照リンク
- |      |        |      |
|------|--------|------|
| タイトル | 最新20文字 | 0000 |
| タイトル | 最大20文字 | 0000 |
| タイトル | 最大20文字 | 0000 |

# 開示スケジュール

- 令和6年度報告（令和5年度実績）分の**本格運用**に先立ち、令和5年度報告（令和4年度実績）分から**試行運用**を行う。
- 試行運用においては、本格運用に向けた集計等作業の確認も兼ねて、主に**東証プライム上場企業**に**対象を限定**して行う。

## 【開示スケジュール】



1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向
2. 改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について
- 3. 省エネ支援策の抜本強化について**
  - (1) 省エネ補助金の抜本強化
  - (2) 省エネ診断の拡充
  - (3) 住宅省エネ化支援
4. 今後のエネルギー需要側の政策について

# 令和4年度第2次補正予算における省エネ支援策パッケージ

事業者向け

## 1. 省エネ補助金の抜本強化【500億円】【国庫債務負担行為の後年度分含め1,625億円】

- 省エネ設備投資補助金において、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設することで、エネルギー価格高騰に苦しむ中小企業等の潜在的な省エネ投資需要を掘り起こす。

## 2. 省エネ診断の拡充【20億円】

- 工場・ビル等の省エネ診断の実施やそれを踏まえた運用改善等の提案にかかる費用を補助することで、中小企業等の省エネを強力に推進する。
- また、省エネ診断を行う実施団体・企業を増加させ、専門人材育成も兼ねた研修を行うことで、省エネ診断の拡充を図る。

※ 中小企業向け補助金（ものづくり補助金）についても、省エネ対策を推進するためグリーン枠を強化。

家庭向け

## 3. 新たな住宅省エネ化支援【約2,800億円】※新築を含む

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化（300億）や、省エネ効果の高い住宅の断熱窓への改修に経産省・環境省事業（1,000億）で手厚く支援。国交省の省エネ化支援（新築を含めて1,500億）と併せて、3省庁連携でワンストップ対応を実施。

※ 全国各地の自治体で実施されている「省エネ家電買い換え支援」を拡大すべく、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（1.3兆円）において、メニューの一つとして措置（令和4年度予備費）。

※ 冬に向けた省エネ・節電の取組として、対価支払型の「節電プログラム」に参加し、一層の省エネ・節電に取り組んだ家庭や企業に対して、電力会社による特典に、国による特典を上乗せする等の支援を行う。（令和4年度予備費予算額：1,784億円）



# 省エネ補助金の抜本強化

【令和4年度第2次補正予算額：500億円】  
【国庫債務負担行為の後年度分含め1,625億円】

- **工場等での省エネを促進**するため、非化石エネルギーへの転換に資する設備も含め、**省エネ性能の高い設備・機器への更新を支援**。企業の複数年にわたる投資計画に対応する形で今後3年間で集中的に支援し、特に中小企業の潜在的な投資需要を掘り起こす。
- 2次公募を**5月25日(木)から6月30日(金)まで実施**。交付決定は**8月下旬**を予定。**A,B事業については7月10日(月)から8月25日(金)まで3次公募中**。

事業区分	① 先進事業	② オーダーメイド型事業	③ 指定設備導入事業	④ エネルギー需要最適化対策事業
事業要件	外部審査委員会において、以下の先進性が認められた設備・システムを支援。 ①導入ポテンシャル ②技術の先進性(非化石転換等) ③省エネ効果	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)の導入を支援。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業。	事前登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、EMSを用いてエネルギー使用量を計測することで、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業。
省エネルギー効果の要件 <sup>※1</sup>	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備(②③④)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備(②③④)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること  <ユーティリティ設備> ①高効率空調 ⑥低炭素工業炉 ②産業ヒートポンプ ⑦変圧器 ③業務用給湯器 ⑧冷凍冷蔵設備 ④高性能ボイラ ⑨産業用モータ ⑤高効率コージェネレーション⑩調光制御設備 <生産設備> ⑪工作機械 ⑭印刷機械 ⑫プラスチック加工機械 ⑮ダイカストマシン ⑬プレス機械	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 <b>2%以上</b> を満たす事業
補助対象経費	設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費	設備費	設備費、設計費、工事費
補助率	中小企業者等 <sup>※2</sup>	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/3以内	1/2以内
	大企業 <sup>※3</sup> 、その他 <sup>※4</sup>	1/2以内		1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内
補助金限度額(非化石)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) ※連携事業は30億円(40億円)	【上限額】1億円/年度 【下限額】30万円/年度 ※複数年度事業は認められない	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円

※補助金限度額等については執行団体と協議の上決定するものとする。

# 省エネ対策に関する支援の抜本強化

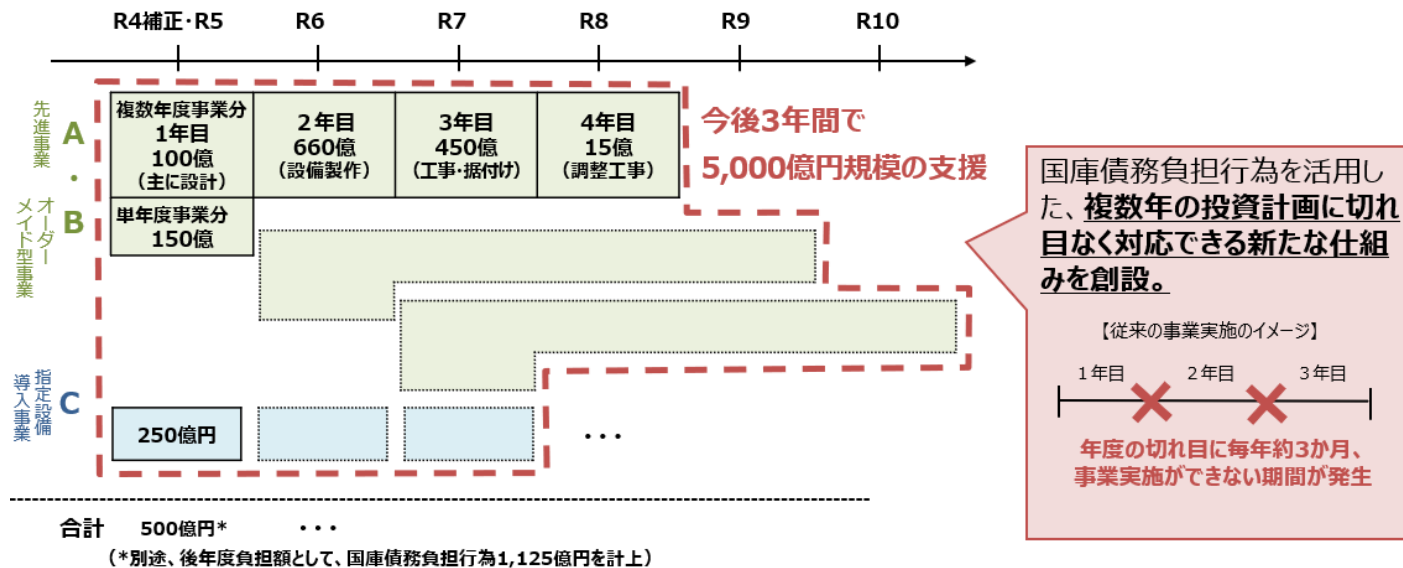
## 令和4年11月22日 参議院本会議での岸田内閣総理大臣の答弁 (エネルギーコスト対策としての企業の省エネ支援)

・・・省エネ対策の抜本強化、更には再エネ、原子力の推進などにより、GXを加速いたします。特にエネルギーコスト高に強い体質を構築する観点から、今回の補正予算でも、**今後3年程度を集中的な支援期間とした省エネ対策の抜本強化を盛り込んでおり**、例えば、**企業の省エネ対策については、今後3年間で5,000億円規模の支援を行ってまいります。**

こうした取組をあわせて講じることで、需要側、供給側双方で、燃料価格高騰の影響を緩和できる構造への転換を最大限進めてまいります。



【省エネ補助金の支援規模イメージ】 R4補正 500億円（国庫債務負担行為の後年度分含めて1,625億円）、R5当初 360億円 要求（R3補正 100億円、R4当初 253億円）



# (参考) これまでの省エネ補助金からの変更点

新たな  
制度

## 複数年度事業(国庫債務負担行為分)活用のご案内

従来の省エネ補助金では、投資・事業計画が複数年にわたる複数年度事業は、年度の切れ目に3か月、事業実施ができない期間が発生していました。

本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる新たな制度として、複数年度事業を支援します。

	2023年度(1年度目)		2024年度(2年度目)		
	2024年 ~1月	2024年 2月~3月	2024年 4月	2024年 5月 ~ 1月	2025年 2月~3月
【参考】 過去の 複数年度 事業	事業完了日 → ●	年度の切れ目に毎年3か月、 事業実施ができない期間が発生 ←-----→	● 交付決定日	→ ● 事業完了日	
新たな 複数年度 事業		2月~4月に事業が実施できます。		→ ● 事業完了日	

# (参考) 省エネ補助金を活用してエネルギーコスト低減を図った企業の例

- 省エネ補助金を活用し設備を更新することで、エネルギーコストの抑制を実現する中小企業等も出現。

## 温泉業 A社



- レストランや脱衣室等の空調管理に、**高効率空調**を導入
- 貯湯槽の加熱とポンプや電灯等への給電に**高効率コージェネレーション**を導入

ガス代約**25%削減**  
電気代約**40%削減**

## 繊維業 B社



- 蛍光灯を**LED照明**に更新
- 石油ストーブ等を**高効率電気式パッケージエアコン**に更新
- **変圧器をトップランナー機器**に更新

エネルギー使用量を**56.7%削減**

## 部品メーカー C社



- ガイストマシン投入金属の溶解に**低炭素工業炉**を利用
- 金型棟、鋳造棟、加工棟、出荷棟に**高効率照明**を導入

エネルギー使用量を**54.6%削減**

1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向
2. 改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について
- 3. 省エネ支援策の抜本強化について**
  - (1) 省エネ補助金の抜本強化
  - (2) 省エネ診断の拡充
  - (3) 住宅省エネ化支援
4. 今後のエネルギー需要側の政策について

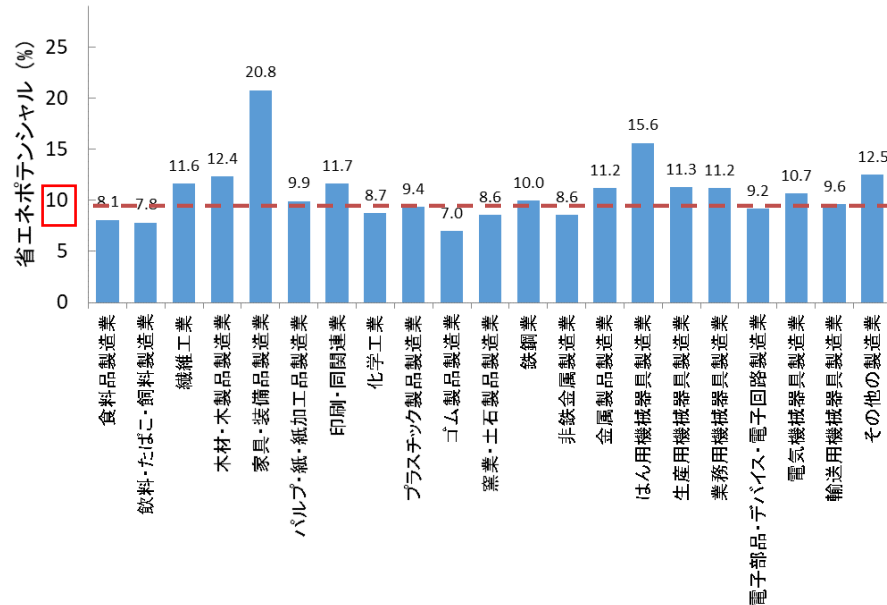
# 中小企業の省エネポテンシャル

- 産業、業務、運輸の各部門に共通して、中小企業のエネルギー効率改善の余地が大きい。
- 省エネ法の規制対象外となっている中小企業が多いことも踏まえ、部門横断での省エネ対応政策の強化すべきではないか。

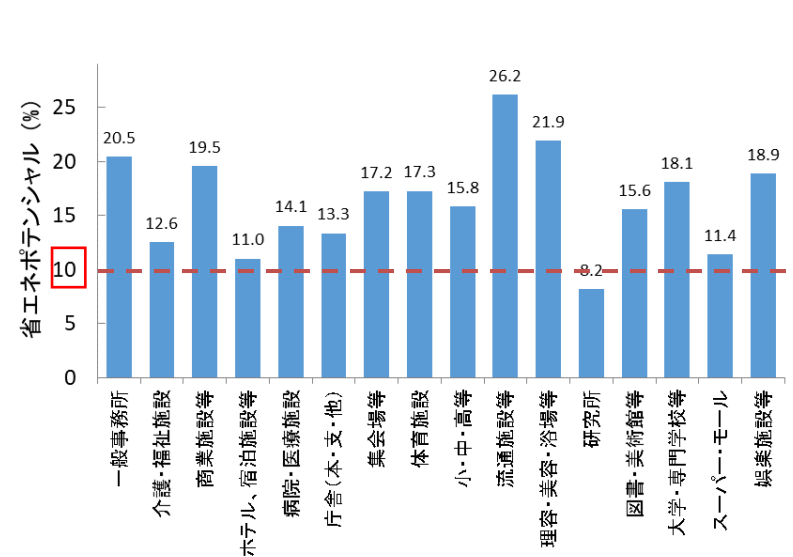
## 省エネセンターが行う中小企業等に対する省エネ診断の分析（※）

経済的に合理的な範囲で**産業部門では10%前後程度、業務部門では概ね10%以上の省エネ余地がある**と推定される。

＜産業部門の省エネポテンシャル＞



＜業務部門の省エネポテンシャル＞

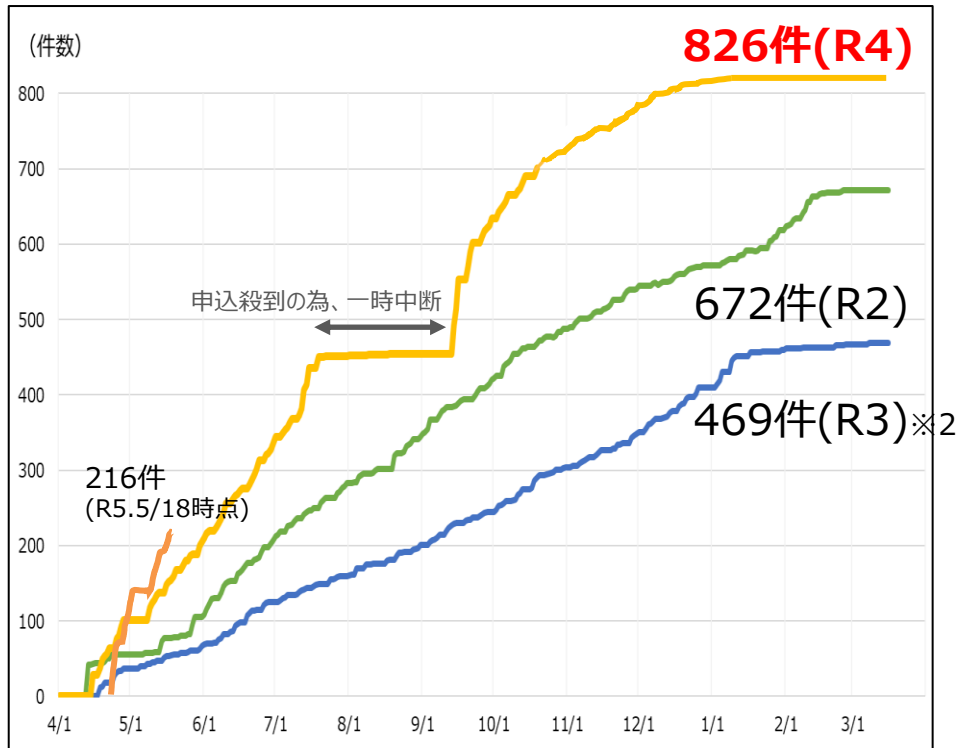


※2017～2021年度中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金（エネルギー利用最適化診断事業等及び情報提供事業）の結果をもとに省エネポテンシャルを推定。省エネポテンシャルとは、省エネセンターが行う診断事業において、診断前（改善前）のエネルギー使用量に対する提案した削減可能エネルギー使用量の比率である。ビル1898件、工場1483件の診断を実施。

# 省エネ診断の拡充

- エネルギーコスト上昇等を背景として、中小企業の省エネへの取組の意欲が向上し、令和4年度は省エネ診断事業への申込件数が急増。（例年の約3倍のスピード）
- こうしたニーズに対応するため、診断を実施する専門員の不足等への対策を行いつつ、総合経済対策を踏まえ省エネ診断を拡充。

## 直近3年間の省エネ診断※1申込件数の推移



## 拡充措置

省エネ診断を実施する実施団体や企業を増加し、省エネ診断を実施する専門員の不足を補う。

### 省エネ診断実施団体・企業の例

- ・エネマネ事業者
- ・ESCO事業者
- ・電力会社
- ・電気保安関連事業者
- ・照明メーカー
- ・ボイラメーカー
- ・空調メーカー
- 等

※7/24時点で全71者が登録

※1

R2:中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金（無料省エネ診断事業等及び診断結果等情報提供事業）  
R3:中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金（エネルギー利用最適化診断事業等及び情報提供事業）  
R4:中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金（エネルギー利用最適化診断等事業）

※2:R3年度から省エネ診断の有料化や新型コロナウイルス感染拡大による影響により、R3年度はR2年度よりも診断件数が減少

# 【参考】令和4年度第2次補正予算による省エネ診断事業

令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金

## 省エネ診断を受けてみませんか？

- 電気代が高いので、電気代を下げる方法を知りたい
- 普段身近に使っている設備（空調・照明など）の省エネアドバイスを専門家より受けたい
- すぐにできる省エネポイントを知りたい



省エネルギーの専門家が中小企業等の工場・ビル等を訪問し、エネルギーの無駄遣いや、すぐにできる省エネのヒント等をアドバイスします。

省エネの第一歩は、省エネ診断から

### ■ 省エネ提案事例

- ・給湯循環ポンプの運用改善 ▲約 **28**万円/年
  - ・大型コンプレッサの吐出圧力低減 ▲約 **170**万円/年
  - ・照明設備のLED化 ▲約 **49**万円/年
- ※省エネ効果は事業所ごとに異なります。  
※設備投資には別途費用がかかります。

### ■ 料金（診断プラン）

設備単位プラン	料金（税込）	まるっとプラン	料金（税込）
空調設備 照明設備 ボイラ・給湯器	各設備 ¥5,280 <small>※最大2設備まで組合せ可能です</small>	節電プラン	¥15,840 <small>※1プラン、原則3設備となります</small>
工業炉 受変電設備 冷凍冷蔵設備		節ガスプラン	
コンプレッサ 生産設備 デマンド		組合せプラン	
給排水・排水処理			

## 省エネ診断のメリット

メリット① 短時間でニーズに応じた診断が可能

- エネルギーコストが気になる設備から短時間で診断可能
- ※1設備のみの診断も可能です。

メリット② 費用0円でのコスト削減も可能

- 設備、機器の最適な使い方の提案
  - 温度、照度等の設定値の適正化
- ※診断費用はかかりません。

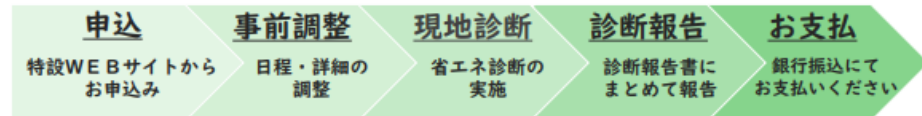
メリット③ 省エネ取組の立案支援

- 各設備のエネルギー使用量を把握することで、コスト意識の醸成や設備更新の判断材料とすることが可能

## 【お申込みについて】

▶ 申込期限 **2024年1月上旬まで** (※)  
※変更となる可能性があります

▶ 申込から完了までの流れ



※動画でも申込から完了までの流れや省エネ診断について確認いただけます

動画URL



▶ 診断を受けられる事業者

以下のいずれかに該当する事業者であること

- 中小企業基本法に定める中小企業者
- 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k未満の事業所 (※)

※会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人（NPO法人）」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいう。

省エネ診断の詳しい情報・お申込みはこちらから！

詳細URL <https://shoeneshindan.jp/guide/>

特設WEBサイトURL

ナビダイヤル 0570-010-151

【IP電話専用】042-204-1609



受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）



# (参考) 事務所ビルの省エネ診断事例

※地下3階地上10階建、延床面積約2.1万㎡の事例

## ●エネルギー使用量の変化

	原油換算 (kl/年)
改善前	925
改善後	738

16,581千円/年の削減効果

省エネ率20%

## ●エネルギー使用状況の変化

	電力 (千kWh/年)	地域熱供給 (GJ/年)
改善前	2,596	7,320
改善後	2,294	4,233

## ●提案事項

### 運用改善

外気導入量の適正化

電気給湯機の設定温度変更

お金のかからない運用改善だけでも  
15,106千円/年の削減効果

### 設備投資

駐車場換気ファンの運用方法変更

機械室換気の適正化

トイレ照明到人感センサ設置

太陽光発電設備導入 (自家消費)

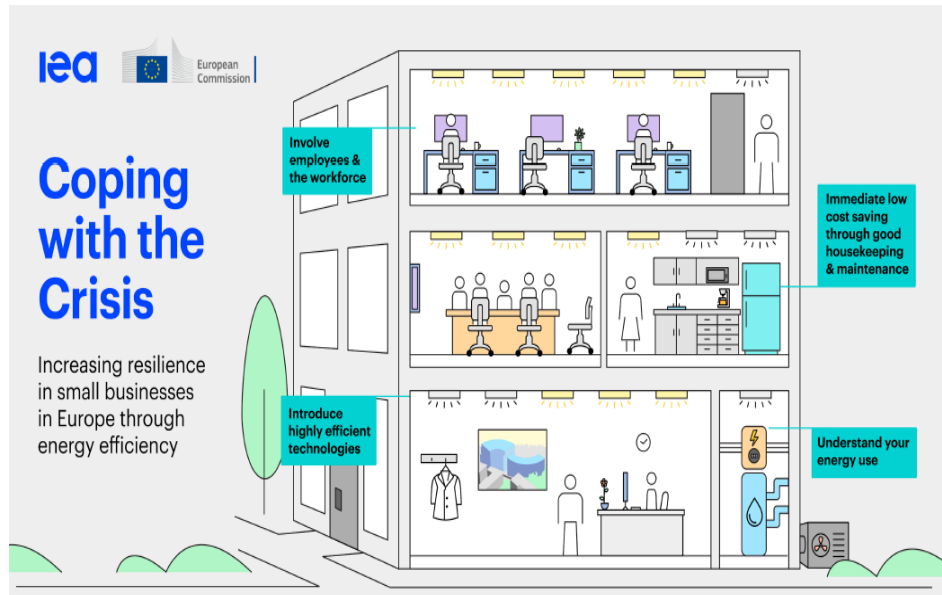
井水冷熱を利用して導入外気を冷却

トイレ手洗器蛇口の自動水栓化

# (参考) 中小企業のエネルギー危機対応 (欧州の政策)

- 中小企業がエネルギー危機を乗り越えるため、国際エネルギー機関 (IEA) と欧州委員会が共同で、政府や企業が取り組むべき省エネ対策等を示した。

【IEA「Coping with the Crisis」(10/22発表) より抜粋】



## <政府ができること>

- ✓ 省エネ設備への更新などへの既存の補助金の拡充を行う。
- ✓ 省エネルギー診断やエネルギーマネジメントの導入を支援する。

等

## <中小企業ができること>

- ✓ スマートメーターを設置し、省エネルギー診断を行う。  
→ 使用量を最大40%削減
- ✓ 省エネ設備を導入する。  
→ ・LED照明は、従来の電球の最大5倍の寿命で、消費電力は最大90%削減。  
・高効率なヒートポンプは、従来型の化石燃料ボイラーの4倍以上の効率。
- ✓ 適切な管理とメンテナンスを実施  
→ ・照明の使用量を3分の1以上削減。  
・配管の断熱により、75%以上ロスを削減。

等

1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向
2. 改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について
- 3. 省エネ支援策の抜本強化について**
  - (1) 省エネ補助金の抜本強化
  - (2) 省エネ診断の拡充
  - (3) 住宅省エネ化支援**
4. 今後のエネルギー需要側の政策について

# 3 省連携による新たな住宅省エネ化支援

【令和4年度第2次補正予算額：  
約2,800億円※新築含む】

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化や、省エネ効果の高い住宅の断熱窓への改修に経産省・環境省事業で手厚く支援。国交省の住宅省エネ化支援と併せて、共通のホームページからの申請を可能とするなど、3省連携でワンストップ対応を行う。

## 概要

【三省連携予算額：約2,800億円※新築含む】

リフォーム工事内容		補助額	所管行政庁 予算
①省エネ改修	性能が高い断熱窓の設置	工事内容に応じ上限 <b>200万円/戸</b> (補助率1/2相当等)	経済産業省・環境省 1,000億円
	効率が良い給湯器の設置	(a) 家庭用燃料電池 <b>15万円</b> (b) ヒートポンプ給湯機 <b>5万円</b> (c) ハイブリット給湯器 <b>5万円</b>	経済産業省 300億円
	・窓や扉・建物の壁・床などの断熱改修 ・エコ住宅設備（湯を節約する水栓、湯の熱を逃がさない浴槽など）の設置	工事内容に応じ <b>上限30万円/戸</b> ※ ※子育て世帯・若者夫婦世帯 <b>上限45万円</b>	国土交通省 1,500億円 (新築含む)
② ①と併せて行う以下のリフォーム工事 ・住宅の子育て対応改修 ・バリアフリー改修 ・空気清浄機能/換気機能付きエアコン設置工事等	・中古住宅の購入を伴う場合 <b>上限60万円/戸</b> ※条件を満たす中古住宅の購入を伴う場合 <b>上限45万円/戸</b>		



申請窓口を一本化

# 新たな住宅省エネ化支援での3省連携

2023年2月15日省エネ小委  
事務局資料より抜粋

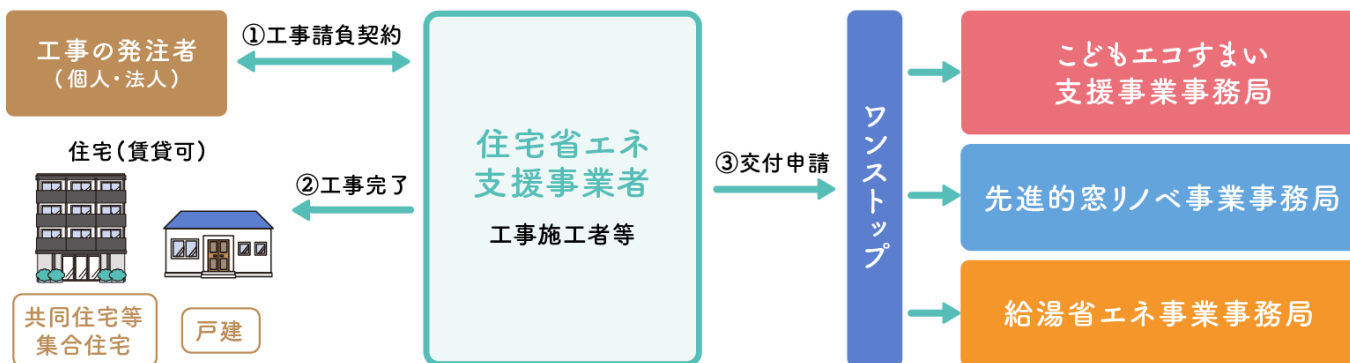
- 3省合同のキャンペーンサイトを開設。交付申請等の窓口をワンストップで対応。
- 3省合同で、関係団体への説明会の実施や、チラシを作成し関係団体等に配布。

## キャンペーンサイト



## 省エネルギーフォームチラシ (HPからフリーダウンロード可能)

## 省エネルギーフォーム事業の申請イメージ



# (参考)住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

【令和4年度第2次補正予算額：1,000億円】 ※経産省・環境省連携事業

- 住宅の熱損失の大部分を占める窓の断熱性能を高めるため、**既存住宅における断熱窓への改修を支援する補助金を新たに創設。**



既存住宅の断熱性能を早期に高めるために、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

## 1. 事業目的

- ・ 既存住宅の早期の省エネ化による、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房費負担の軽減）。
- ・ 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献。
- ・ 2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献。

## 2. 事業内容

①既存住宅における断熱窓への改修を促進するため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）

対象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事

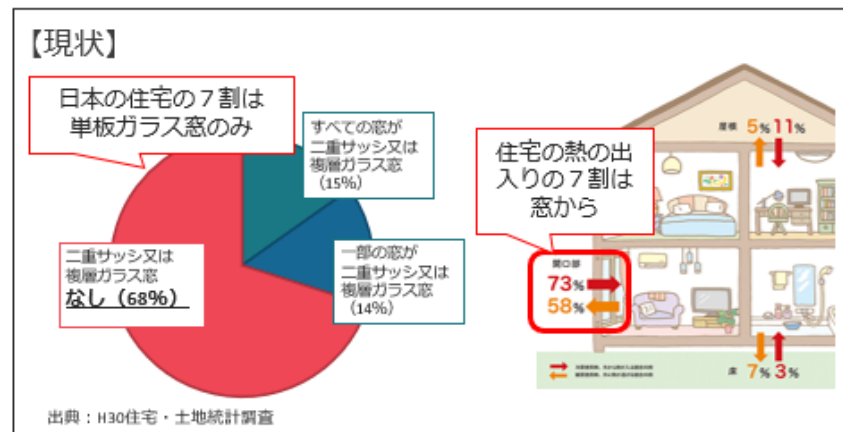
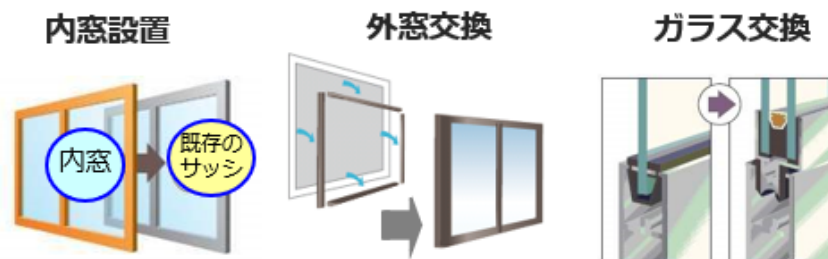
（熱貫流率（ $U_w$ 値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度

## 4. 補助事業対象の例



# (参考) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

- 自治体において、地域の実情を踏まえつつ、省エネ家電の買換・購入支援を実施。
- 2022年9月に発表された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨事業メニューに、省エネ家電買い換え支援が位置づけられた。全国の自治体が交付金を活用した省エネ家電の買換・購入支援事業を実施（2023年7月末時点で185自治体、250件）。

※既に終了しているものも含む

## 【地方交付金を活用した省エネ家電の買換・購入支援を実施している自治体の例】

自治体	事業名称等	対象製品	概要
東京都	東京ゼロエミポイント	エアコン、冷蔵庫、給湯器、LED照明器具	省エネ性能の高い製品に買い換えた方に商品券等に交換可能なポイントを付与する事業
宮城県	みやぎ省エネ家電に買い換えキャンペーン2023	エアコン、冷蔵庫、テレビ、給湯器	省エネ家電に買い換えた方に県内で使える商品券を抽選で還元するキャンペーン ※2023年6月時点事業終了済み。
長野県	信州省エネ家電購入応援キャンペーン	エアコン、冷蔵庫、電気温水機器、テレビ、LED照明器具	省エネ家電の購入を支援するキャンペーン(購入者にキャッシュレスポイント等を付与)
福岡県北九州市	エコ家電でくらし快適キャンペーン	エアコン、冷蔵庫、テレビ	省エネ家電を購入した方に電子商品券又は紙商品券で還元するキャンペーン ※2023年6月時点事業終了済み。

## 【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金】

- 予算額 : 1,3兆円 (6000億円 + 7000億円)
- 交付対象 : 都道府県及び市町村
- 対象事業 : 効率的と考えられる推奨事業メニュー (別紙を自治体に示す)
- 算定方法 : 人口や物価上昇率等を基礎として査定

生活者支援
<p>① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援</p> <p>※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(仮称)として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。</p>
<p>② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援</p> <p>※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。</p>
<p>③ 消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援</p>
<p>④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p> <p>家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援</p>

1. エネルギー需要側の政策に関する国内外の動向
2. 改正省エネ法（非化石エネルギー転換等）について
3. 省エネ支援策の抜本強化について
4. **今後のエネルギー需要側の政策について**



# G X 政策のベンチマークとしての省エネ法①

- GX実行会議の「規制・支援一体型の促進策」における「規制」として省エネ法の非化石目標・ベンチマーク・トップランナー制度等が活用されている。

## 【規制・支援一体型の促進策の例（令和4年10月26日 第3回GX実行会議資料より）】

### 1 水素・アンモニア ＜値差・拠点制度による支援、高度化法による導入促進＞

- 商用化に向けて大規模かつ強靱なサプライチェーンを構築するために、既存燃料との値差や産業集積を促す拠点整備を支援するような制度を導入。
- 水素・アンモニア需要を創出するため、**改正省エネ法で新たに制度化される「非化石転換目標」により水素・アンモニア等の活用を促しつつ**、高度化法による規制的な措置により、発電における水素等の利用を促進。

### 2 定置用蓄電池 ＜省エネ法での電気需要最適化、FIT/FIP制度の見直し＞

- 再エネの導入や電力システムの柔軟性の向上のために、蓄電池の安全性等の国内・国際標準の形成を図るとともに、需要家側に対して**改正省エネ法により電気需要最適化を促しつつ**、定置用蓄電池の導入を支援することで国内外市場での普及を図る。
- 蓄電池が活用できる電力市場の整備・拡大を図る。
- FIP移行時の再エネに対する蓄電池の事後的な設置による現行の基準価格変更ルールを見直し、蓄電池設置の促進。

### 3 製造業の構造転換（燃料・原料転換） ＜省エネ法での非化石目標設定、支援対象の選択・集中＞

- **改正省エネ法で新たに制度化される「非化石エネルギー転換目標」等により燃料・原料転換を促しつつ**、化石資源からの離脱に向けた取組を成長の原動力とする製造業の構造転換や燃料転換投資等を実施できる業界・プレーヤーに対し、集中して支援。
  - 例、水素還元製鉄等の革新的技術の開発・導入、高炉から電炉への生産体制の転換、CO2由来化学品製造やアンモニア燃焼型ナフサクラッカーによる炭素循環型生産体制への転換など

### 4 資源循環関係 ＜資源循環に関する情報開示措置、循環度の測定＞

### 5 住宅・建築物 ＜建築物省エネ法の対象範囲拡大、建材TRの基準強化＞

- **2025年度までに住宅を含む全ての新築建築物に対する省エネ基準への適合を義務化する。**
- 2050年にストック平均でZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保に向けて、省エネ性能の高い住宅・建築物の新築や省エネ改修に対する支援を拡大・強化する。合わせて、今後、**建材トップランナーの2030年度目標値の早期改定を目指す。**

# G X 政策のベンチマークとしての省エネ法②

## 6 次世代自動車関連

### <省エネ法のトップランナー制度での規制>

- 省エネ法トップランナー制度に基づく2030年度の野心的な燃費・電費基準及びその遵守に向けた執行強化により、電動車の開発、性能向上を促しながら、車両の導入を支援するとともに、充電・充填設備、車両からの給電設備などの整備についても支援する。

## 7 商用車のFCV・BEV化

### <省エネ法での非化石エネルギー転換計画の作成義務化>

- 輸送事業者や荷主に対して改正省エネ法で新たに制度化される「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画作成義務化に伴い、FCVやBEVの野心的な導入目標を策定した事業者等に対して、車両の導入費等の重点的な支援を検討。

## 8 次世代航空機（航空機産業）

### <改正航空法に基づく基本方針の策定>

## 9 ゼロエミッション船舶（海事産業）

### <国際的ルール形成の主導>

## 10 脱炭素目的のデジタル投資

### <省エネ法による規制、企業の継続投資の引き出し>

- デジタル化や電化等の対応に不可欠な省エネ性能の高い半導体や光電融合技術等の開発・投資促進に向けた支援の検討を進める。
- 情報処理の基盤であるデータセンターについては、今後、省エネ法のベンチマーク制度の対象の拡充等により、省エネ効率の高い情報処理環境の拡大を目指す。
- 半導体については、継続的な生産や研究成果の社会実装を企業にコミットさせることで、GXを実現するための成長投資を確実に行っていく

## 11 バイオものづくり

### <バイオ製品の調達要件化、認証・クレジット制度の整備>

## 12 CO2削減コンクリ

### <需要喚起策の実施、CO2評価方法の確立>

## 13 CCS

### <CCS事業法の整備>

# 日本の最終エネルギー消費における省エネ法の未カバー率(2020年)

産業  
45%

ビル・家庭  
38%

運輸  
17%

2023年2月15日省エネ小委  
事務局資料より抜粋



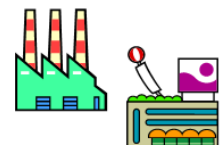


省エネ法では、  
✓ 中小企業（産業業務・運輸）  
✓ 家庭（空調/乗用車）  
は定期報告の対象外であり、  
日本の最終エネルギー消費のうち、  
約50%を占める。

※省エネ法定期報告と総合エネルギー統計のデータを用い簡易的に試算。省エネ法のバウンダリーに合わせた最終エネルギー消費のうち省エネ法は、産業部門の約79%、業務他部門の約61%をカバー。また、自家用車など含む運輸部門の最終エネルギー消費のうち、省エネ法は貨物・旅客の約9%をカバー。


# 省エネ法の概要と家庭へのアプローチ

- 省エネ法において、定期報告対象外の中小企業や家庭にアプローチできる規制としては、間接規制である「トップランナー制度」や「一般消費者への情報提供」が挙げられる。
- 省エネの深掘り、更に非化石転換やDRに向けた課題を検討してはどうか。

## 【省エネ法の概要】

	工場・事業場	運輸
エネルギー使用者への直接規制	<b>努力義務の対象者</b> <b>工場等の設置者</b> ・事業者の努力義務 	<b>貨物/旅客輸送事業者</b> ・事業者の努力義務 
	<b>報告義務等対象者</b> <b>特定事業者</b> (約12,500事業者) (エネルギー使用量1,500kl/年以上) ・エネルギー管理者等の選任義務 ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	<b>特定貨物/旅客輸送事業者</b> (保有車両トラック200台以上等) ・計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務
		<b>荷主</b> (自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者) ・事業者の努力義務 
		<b>特定荷主</b> (約800事業者) (年間輸送量3,000万トナリ以上) ・計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

使用者への間接規制

<b>特定エネルギー消費機器等 (トップランナー制度)</b> <b>製造事業者等</b> (生産量等が一定以上) ・自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める 	<b>一般消費者への情報提供</b> <b>家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者</b> ・消費者への情報提供 (努力義務)
---	--

※建築物に関する規定は、平成29年度より建築物省エネ法に移行

### 中小企業・家庭にもアプローチできる制度

①エネルギー消費機器を通じたアプローチ

②エネルギー小売事業者を通じたアプローチ

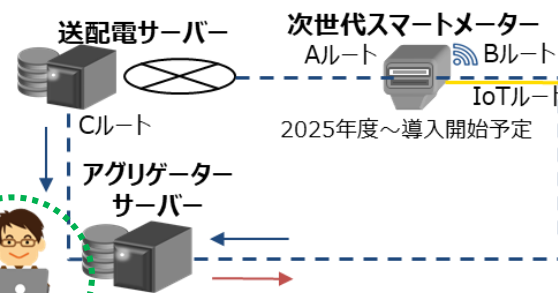
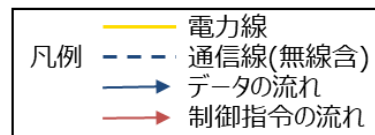
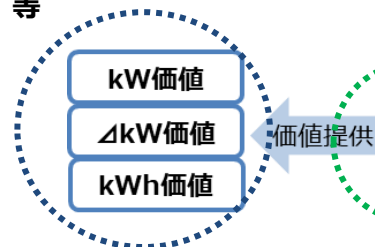
# (参考) 家庭等の低圧部門でのDR推進の環境整備

2023年2月15日省エネ小委  
事務局資料より抜粋

- 蓄電池やEV、ヒートポンプ給湯器等は、需要家の快適性等のニーズを満たすことを前提に、電力需給ひっ迫時の需要抑制（下げDR）や、再エネ余剰時の充電・温水製造等（上げDR）への活用によって、電力需給の安定化に貢献できる。
- 他方、こういったDRを人の手作業（行動誘発）で継続していくことは困難と思われるところ、将来的に、
  - ①【機器】住宅等に設置される様々なリソースに遠隔制御機能が標準的に具備されている
  - ②【事業者】これらのリソースを遠隔制御（もしくは自動制御）できるアグリゲーター等が多数存在している
  - ③【市場等】これらのDRが電力市場等で有効に活用されている
 というような「DR Ready」の状態を目指していくことも意義があるのではないか。

## アプローチ③ (市場等での活用)

- 小売電気事業者の経済DRでの活用推進
- 需給調整市場での低圧リソース活用検討等

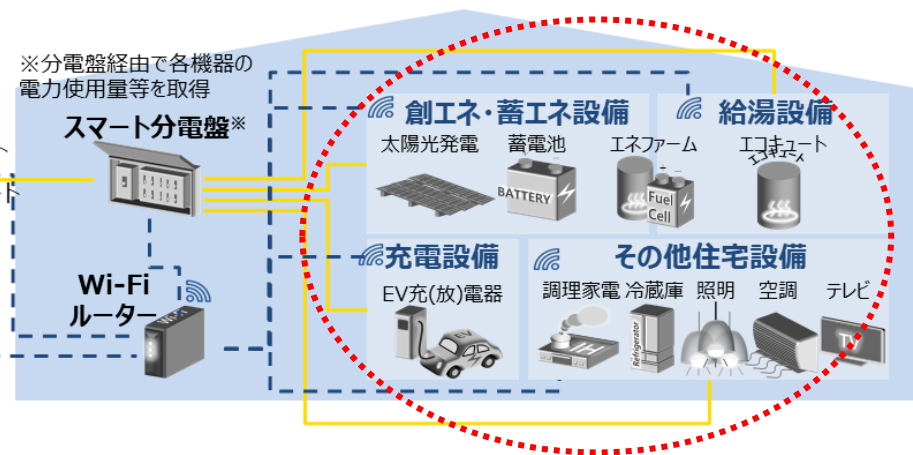


## アプローチ② (事業者の育成・拡大)

- 実証等を通じたアグリゲーター育成支援等

## アプローチ① (機器のDR対応)

- 省エネ法トップランナー制度等



# 足下の取組： ②エネルギー小売事業者からのアプローチ

- 家庭・中小企業の非化石転換・DRに向け、エネルギー供給者側から行動変容を促すことが期待される。
- 省エネコミュニケーション・ランキング制度として、一般消費者の省エネ取組を促進することを目的に、エネルギー小売事業者が行う省エネに関する一般消費者向けの情報提供やサービスの充実度について評価・公表している。

## ■エネルギー使用実績に関する情報提供

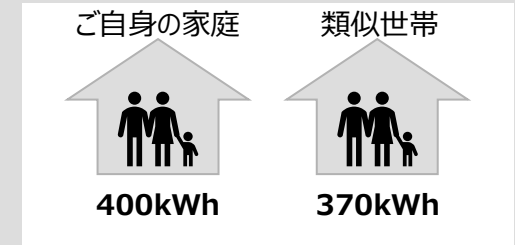
毎月の消費量の前年同月値



時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量を見える化した情報



類似世帯比較

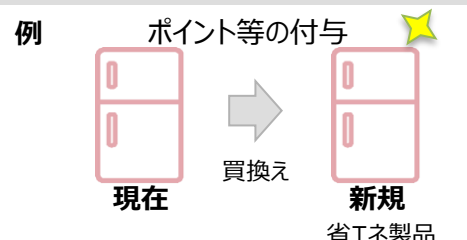


## ■省エネ行動を促す情報提供

機器の使用方法の工夫による削減量及び削減額



省エネ設備の性能と助成制度



電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報



# (参考) 海外エネルギー小売事業者の取組

2023年2月15日省エネ小委事務局資料より抜粋

- 2016年に事業開始した英国の小売電気事業者Octopus Energyは、AI技術を用いた自社開発の電力需給・顧客管理システムを強みに急成長。
- 顧客への省エネ・節電、再エネ、DRなどのサービス提供に力を入れている。

事業開始3年で、顧客100万軒に

2021年に英国内で、顧客が300万軒に

2022年に破綻したBulbの事業譲渡を受け、顧客が480万軒（英国で第3位）に

節電プログラムを提供

省エネ・節電

顧客に電気毛布を無料提供（19%の光熱費削減効果）

戸別訪問による省エネ・アドバイスのキャンペーン（50万軒へ）

DR

英国の系統運営者のDRプログラムに最初に参加

夜間のオフピークでEVを安価に充電するサービスも提供

2019



Having launched in 2016 Octopus celebrates **1 million** UK retail customers



Kraken - our **end to end platform** to enable a modern utility - starts licensing

2020



Covid pandemic closes down the UK **all operations moving to remote working** and 75% of our engineer workforce moving to voluntary response work.



The Covid response awards present Octopus with **Best customer service** during the pandemic and **best staff support during lockdown**

2021



Octopus Energy Global welcomes **2 new investors and contracts 25M accounts**

Octopus Energy reaches **3M UK retail customers**



Octopus invests **£10m in the UK's first heat Pump R&D training centre**

Winter 2021/22



The energy industry is shocked by increasing wholesale costs and **c.30 suppliers exit the UK market.**



Octopus Launches the winter workout **saving customers £3.1m and preventing 14.3m kgs of CO<sub>2</sub>** from entering the atmosphere

Q2 2022



Octopus launches electric blanket Scheme, **reducing bills by 19%**



The Octopus **Balance forecaster tool** is deployed to help customers understand how to manage their finances

Q3 2022



Octopus launches street by street energy saving campaign, **sending Energy Helpers to 500,000 homes**



Octopus reduces standing charges for all customers on variable tariffs and provides a **standing charge holiday** for those most in need

Q4 2022



Octopus is the first to launch a demand flex solution this winter, **giving customers £1m and reducing pressure on the grid**



Octopus **welcomes Bulb to the family**, now serving 4.8m customers

- 海外では、**家庭・中小企業向けの省エネ・非化石転換・DR**を促す制度が広がっている。
  - 豪州では、一定の機器にDR対応を義務化。英国では、充電インフラに遠隔制御機能の具備を義務化。フランスでは、一定規模以上の建築物にBEMSの設置を義務化。
  - 英国では、家庭の脱炭素の取組として家庭用ガスボイラーの段階的禁止（または水素対応化）。米国では、調理器具について電気・ガス共通のエネルギー消費量基準案を検討。
  - 英・仏・伊では、EU指令に基づきエネルギー供給事業者が顧客への省エネサービス提供義務を課している。ドイツでは、スマートメーターを使用する消費者に対するダイナミックプライシングメニュー提供を小売電気事業者に求める法律案を決定。
- 日本での検討を行う上で、非化石転換・DRは（省エネと異なり）コスト削減に寄与しない場合もあることを踏まえ、**環境面のみならず、安定供給や経済性等も含めた検討**が必要。
- 特に、次のような要素を考慮しつつ、総合的に検討していくべきではないか。
  - 規制対応コストは、研究開発の進捗や新技術の普及の状況等によって異なる。また、関連制度や市場の整備状況も重要（例えば、機器のDR対応については追加コストが無駄にならないよう、需給調整市場等の発展と時間軸を合わせるべき）。
  - エネルギー需要側に固有の制約が存在。例えば、家庭の暖房・給湯については、地域差（寒冷地はヒートポンプの効率が悪化）の影響が大きいことや、集合住宅は大きな貯湯槽を設置しにくいこと等。
  - 製造事業者やエネルギー小売事業者毎に製品・サービスの構成や脱炭素化の道筋が異なるため、技術中立性などの観点が重要。



# 日本企業によるヒートポンプの海外展開

6月27日第6回GX実行会議  
経産大臣提出資料（抜粋）

- 家庭の給湯や暖房に使われるヒートポンプは、**大きな省エネ効果を持ち、成長の基盤となる強靱なエネルギー需給構造への転換にも資する技術**。欧州を中心に世界でも日本メーカーが競争力を有している。
- 欧州市場等が大きく拡大している中、国内での導入支援を含め、日本メーカーを後押しすることで、**世界の脱炭素化への貢献と内外での市場の獲得**につなげていくことが重要。

## 日本企業の海外展開の動向

ダイキン工業	<ul style="list-style-type: none"><li>・2006年から欧州市場進出、<b>2019年からヒートポンプ式暖房（エアコン）でシェア1位</b>に。</li><li>・2022年に<b>400億円強を投資</b>し、<b>ポーランドにヒートポンプ式暖房機の新工場設立</b>を決定。</li></ul>
パナソニック	<ul style="list-style-type: none"><li>・2018年よりチェコで欧州向けの家庭用ヒートポンプ式温水暖房機の生産を開始。</li><li>・2023年に<b>2025年度までに450億円を投資</b>し、<b>生産能力を3倍強</b>とすることを発表。</li></ul>
三菱電機	<ul style="list-style-type: none"><li>・2016年に欧州・トルコ向けの生産拠点として、トルコ西部に工場を設立。</li><li>・<b>2021年、2022年に合計で150億円の投資を公表（新工場建設含む）</b></li></ul>

出所：各社の公表資料等

## 国内でのヒートポンプの導入支援

家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化を支援する補助金として、**令和4年度第2次補正予算で300億円を新たに措置**。**ヒートポンプ給湯器（エコキュート）**等の普及を促進。

### 補助事業の概要

	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	ハイブリッド給湯機	家庭用燃料電池（エネファーム）
補助額	5万円/台	5万円/台	15万円/台

※省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。

ヒートポンプ給湯機



出所：三菱電機

ハイブリッド給湯機



出所：リンナイ

家庭用燃料電池



出所：アイシン

# 関連リンク

## ● 改正省エネ法

- [省エネ法の手引き（工場・事業場編）](#)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/media/data/shoene\\_tebiki\\_01.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf)

- [定期報告書・中長期計画書記入要領](#)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/)

- [省エネ法ヘルプデスク](#)（[質問フォーム](#) 又は **0570-000-897** までお問い合わせください。）

<https://www.eccj.or.jp/helpdesk/>

## ● 補助金

- [令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業](#)

<https://sii.or.jp/senshin04r/overview2.html>

- [令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業](#)

<https://sii.or.jp/shitei04r/overview2.html>

- [省エネルギー診断](#)

<https://shoeneshindan.jp/>

## ● 任意開示制度

- [省エネ法の定期報告情報の任意開示制度の宣言フォームを公開しました](#)（METI/経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230303003/20230303003.html>